

文教委員会資料⑤

2 所管事務の調査（報告）

(2) 「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版の策定について

資料1 「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版の策定に関するパブリックコメント結果について

資料2 「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（案）の概要版

資料3 「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（案）

こども未来局

（令和7年2月10日）

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版の策定に関するパブリックコメント結果について

1 案に関するパブリックコメントの実施結果

(1) 実施結果

① 実施期間：令和6年11月25日（月）～令和6年12月24日（火）【30日間】

② 意見総数：58通 91件

③ 意見の対応区分：

項目	A	B	C	D	E	計
1 教育・保育の量の見込み・確保方策に関する事	0	0	1	5	0	6
2 地域子ども・子育て支援事業に関する事	0	1	0	4	0	5
3 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込み・確保方策に関する事	0	0	0	29	0	29
4 社会的養育推進計画に関する事	0	0	20	24	0	44
5 その他	0	0	0	0	7	7
合計	0	1	21	62	7	91

【対応区分】A:意見を踏まえ反映したもの B:意見の趣旨が案に沿ったもの C:今後の参考とするもの D:質問・要望で案の内容を説明するもの E:その他

(2) 主な意見と本市の対応

① 主な意見

民間放課後児童クラブへの補助を求める意見や、里親支援センターに関する要望などが寄せられました。

② 本市の対応

寄せられた意見が案に沿ったものや今後の参考とするもの、要望等であったことから、所要の整備を行った上で案のとおり「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版を策定します。

(1 教育・保育の量の見込み・確保方策に関すること)

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	支援の実態が市民に十分伝わっていない点が課題だと感じます。保育料の通知書の記載から支援を受けていると感じる一方、家計負担と乖離している印象を受けました。市長が「本来国が担うべき支援事業をなぜ市で行う必要があるのか」と述べられることがありますが、その意図が市民に伝わっていない可能性があります。新しい支援制度の内容や意義が広く周知される仕組みが必要です。	「保育料のお知らせ」に記載している負担額については、保育の実施に要する費用について、国・県・市・保護者の四者でどのように負担しているかお示ししているものであり、保育料の負担のある0歳児から2歳児だけではなく、幼児教育・保育の無償化の対象である3歳以上児等に係る費用も含めた平均負担額を記載しているものになります。いただいた御意見を参考に、より分かりやすい記載とするよう検討してまいります。 将来を担うこどもの医療費や保育料等については、我が国の喫緊の課題である少子化対策として、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築すべきであると考えており、これまでも機会を捉えて国に要望してきたところです。本市においては、限られた財源の中で、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの観点から、総合的に子育て支援施策を推進するとともに、周知の徹底に取り組んでまいります。	C
2	有給取得や振替休日時には保育園を利用できないと言われています。預けられる条件を「就労の有無」に限定せず、保護者のリフレッシュのためにも柔軟に利用できる仕組みが必要です。	保育所等の利用にあたっては、原則、保護者の労働、疾病等の保育を必要とする事由に該当する必要がありますが、御家庭の事情によっては、本来の事由に該当しない場合であっても、保育所等の利用を必要とすることがあり得ることから、保育所等に対して、個別の状況等を汲み取り、保護者に寄り添った柔軟な対応をお願いしているところです。引き続き、保育の提供にあたっては、公平性を確保しながら、各御家庭の状況に応じて、福祉的な配慮に努めてまいります。	D
3	保育料について、東京都では今後第一子も無料になると聞きました。川崎市は第二子の保育料が半額ですが、2人目を産むことに躊躇する理由の一つになっています。	保育料については、子ども・子育て支援法施行令により、算定根拠（市町村民税の参照年度等）が定められており、父母の市町村民税所得割の合計額、お子さんの認定区分、保育必要量、きょうだい区分及び本市が設定した階層区分に応じて、決定することとなっております。本市においては、利用者の所得等に一定配慮し、市が独自に負担することで、国が定める金額以下の保育料を設定しているところです。また、多子世帯における認可保育所等の保育料について、保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無料とすることとし、県内他政令市に先駆け令和6年4月から実施しました。 御指摘いただいた他自治体の動向についても承知しておりますが、保育料については、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制	D

		度として構築すべきであると考えていますので、引き続き、国に対し、他の政令市等と連携しながら、あらゆる機会を通じて働きかけを行っていきたいと考えています。 本市においては限られた財源の中で、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの観点から、本制度を含め総合的に子育て支援施策を推進してまいります。	
4	保育園の開園時間について、18時から延長になる園と18時30分から延長になる園があるが、園ごとではなく一律の時間にしてほしい。	本市においては、地域事情、保育所における就業等の定め等に応じて、「7時から18時」または「7時30分から18時30分」のいずれかの時間帯で保育所の開所時間を定めることを選択できるとする一方で、延長時間を含む開所時間は「7時から20時」に統一することを市内保育施設に求めており、現在、夜間保育所等の一部を除くほとんどの市内保育所において、当該開所時間による運営を行っているところです。	D
5	川崎市は特別市を目指しており、東京都と同等の政策をするべきと考えます。	将来を担うこどもの医療費や保育料等については、我が国の喫緊の課題である少子化対策として、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築すべきであると考えており、これまでも機会を捉えて国に要望してきたところです。本市においては、限られた財源の中で、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの観点から、総合的に子育て支援施策を推進してまいります。	D
6	川崎認定保育園は地域の保育の受け皿になっている一方で、第二子以降の補助の金額は認可保育園と比べて少ない。今後も運営が継続できるように、支援を増やしてほしい。	川崎認定保育園は、本市の多様な保育ニーズの受け皿としての役割を担っていることを踏まえ、令和6年度から、認可保育所における多子世帯の保護者負担減免と併せて、川崎認定保育園についても多子世帯減免加算を引き上げるなどの支援を行ったところであり、引き続き保育の質の向上に資する事業者支援や保護者の負担軽減に対する取組を行ってまいります。	D

(2 地域子ども・子育て支援事業に関すること)

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
7	産後うつ対策としての専門的な相談支援は素晴らしい取り組みです。親族は子連れで外出しづらく、孤立し、うつ状態となる状況も見受けられました。	産後の母親は様々な理由から心身ともに不安定になりやすいことから、本市では、産後の母親に寄り添い支援をする産後ケア事業を実施しております。今後も、支援を必要とするすべての母親が産後ケア事業を利用できるよう妊娠届出時から実施する妊婦等包括相談支援事業を通じて積極的な事業周知に取り組んでまいります。	B
8	子どもの健診の案内通知が突然送られてくるため、予定の調整が困難です。家庭の事情に配慮した柔軟な対応を検討いただけると助かります。	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、各区役所地域みまもり支援センターで行う集団健診です。実施の曜日と時間帯が固定しておりますが、概ね1歳8か月頃まで、3歳8か月頃までの範囲で、日にちの変更はオンラインでも承っております。	D
9	ふれあい子育てサポートヘルパーやこんにちは赤ちゃん訪問員など、きちんと予算を確保して、最低賃金を支払う前提でないと、担える経済力・時間的余裕のある人材はいなくなると思います。	本市における有償ボランティアによる子育てなどの支援については、他の取組の報酬額とのバランスも考慮しながら慎重に検討をしていく必要があるものと考えております。 また、支援員の確保は、喫緊の課題と認識しており、支援員の職務や意義などについて、様々な機会をとらえて周知するとともに、国の動向を注視し、他都市の状況を調査研究するなど、取組を強化してまいりたいと考えております	D
10	子育て中の親のサポートが地域子育て支援センターのみとは、薄過ぎる。親子が成長できる時期に「サードプレイス」的に、高い専門知識と実績のある団体による継続的常設の場所があることで、親の視野を広げ、人材育成となりうると思います。	本市の地域子育て支援センターは、市内全域を網羅するよう設置され、乳幼児とその保護者等が無償で気軽に利用できる施設です。子育て支援活動や保育園運営等の実績のある団体が運営を行い、専任職員を配置して子育て相談や、地域の子育て情報の提供、講習会の実施を行うとともに、ご指摘の「サードプレイス」としての利用も可能です。また、各区に整備中の保育・子育て総合支援センターでは、保育士や看護師、栄養士が常駐し、専門的な相談や支援を提供するとともに、必要に応じて関係機関への橋渡しを行っています。伴走型相談支援事業等と併せて、引き続き妊娠期から切れ目のない支援を進めてまいります。	D
11	産後ケア事業について、宿泊型や日帰り型も産後4ヶ月ではなく、里帰り出産などの場合も考えて長めに活用できるように御検討いただきたい。	産後ケア事業の宿泊型及び日帰り型は、市内の医療機関や助産所等の空きベッドを活用した事業でございまして、安全にご利用いただくために、乳児の発育状況に応じた環境整備が必要であることから、現在は4か月未満としているものです。一方、訪問型につきましては、本年10月から対象月齢を1歳未満まで延長しましたので、より多くの産後の母子の御利用が可能となったと考えています。	D

(3 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込み・確保方策に関すること)

	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
12	わくわくプラザ事業は人数が多すぎて学童保育としての役割、機能は不十分と考えます。自主学童は登録児童数の多いわくわくプラザの補完をしている現状も鑑み、補助金を出して支援をするべきと考えます。（同趣旨他 26 件）	わくわくプラザは、保護者が昼間不在の児童だけでなく、希望する全ての児童が利用可能で、多くの児童が利用していることから、利用児童数に応じた活動スペースについては、安全な環境を整えるため、学校と連携して確保しています。また、本市の放課後児童健全育成事業については、わくわくプラザ事業によって量の見込みに対応できることから、民間放課後児童クラブへの補助金は交付していませんが、地域での多様なプログラム提供の状況を踏まえ、下水道使用料の減免等や各種情報提供などを通じて、引き続き施設運営を支援してまいります。	D
13	現場では人手不足、児童の多様化等の課題が顕在化していますが、この状況で放課後児童健全育成事業を推進・維持するのは可能でしょうか。	川崎市においては、わくわくプラザ事業が放課後児童健全育成事業の役割を担っており、民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化するニーズに効果的・効率的に対応することを目的として運営を民間事業者に委託し事業を実施しています。 また、各運営法人の職員を対象とした研修を川崎市で実施し、職員の資質向上に努めるとともに、学校等と連携し、利用児童数に応じた活動スペースの確保を行い、児童が安全に過ごすことができる環境の整備に取組み事業の推進・維持を行っています。	D
14	こどもへの支援として、プレーパーク活動の普及がとても大事になるかと思います。育ちを支える事業への予算をつけて実現していただきたいです。	川崎市では、「川崎市子どもの権利に関する条例」において「子どもの居場所」と「参加活動の拠点づくり」について定めており、これらを具現化する施設として、高津区に子ども夢パークを整備し、当該施設内にプレーパークを設けているところです。 現在、他の地域に子ども夢パークのような施設を整備する計画はありませんが、「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画」における推進施策として「子どもの居場所の確保」及び「地域における子どもの参加活動の拠点づくり」を位置付けており、地域における子どもの居場所を確保するとともに、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援しています。	D

(4 社会的養育推進計画に関すること)

	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
15	里親支援センターについては、機能の整理等、支援方策の充実を目指しながら設置を検討して頂きたい。また、既にある二つのフォスタリング機関と連携しながら、より充実した里親家庭への支援について検討を進めてほしい。（同趣旨 他 18 件）	児童福祉法の改正に伴い、里親のリクルートや里親人材の育成、マッチング、養育相談支援、自立支援等包括的な支援の提供体制が重要とされていることを踏まえ、里親支援センターに求められる機能と、現在の取組内容における課題を整理しながら、里親支援の充実を図ってまいります。	C
16	こどもの意見聴取等の実施について、「すべてのこどもに対し子どもの権利ノート等を配布し」との記載があるが、乳児に対しては子どもの権利ノートが配布されていないケースもあるのが現状かと思います。	児童福祉法の改正に伴う種々の取り組みについては、着実に進めていく必要があります。権利ノートについては子どもの権利について易しくまとめ、子どもと大人をつなぐ大切な物の 1 つでもあるため、着実にお渡しできるようにするとともに、1 人 1 人に対する説明の仕方や内容にも工夫を行ってまいります。	C
17	児童虐待等の未然防止に向け、児童家庭支援センターの機能強化や子育て短期利用事業の受け入れ枠の拡大、指導委託の積極的な活用など、子どもを家庭で養育する世帯への支援を強化する必要がある。（同趣旨他 10 件）	支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し、相談支援につなげていくことが重要と考えており、乳児院や児童養護施設が持つ子どもの養育や家族支援等に関する専門性を活かし、児童家庭支援センターによる相談支援や子育て短期利用事業の実施、指導委託の適切な活用等を通じ、子育て支援及び保護者支援の充実を図ってまいります。	D
18	高年齢まで家庭復帰が出来ない児童にとっては、実親からの経済的な支援を受ける事が困難なケースが多い状況があり、措置延長や社会に出た後の経済的な支援等があればと思う。（同趣旨他 3 件）	様々な状況にある児童の実情を踏まえ、措置延長や社会的養護自立支援拠点事業の適切な活用や、本市独自の奨学金制度・措置費加算等により、ケアリーバーの自立支援を総合的に進めております。 児童の自立にあたっては、児童本人の意向が最も重要ですが、それ以外にも、児童の精神的、経済的状況や、それまでの支援の状況等様々な要因を加味して、多くの関係者が支える仕組みづくりが重要と考えています。今後も法令や国の通知等に則るとともに、社会的養護全体を鑑み、必要な支援策について、検討を行っていきます。	D
19	一時保護所の定員が 88 人となっていますが、整備計画では 100 人と伺っていましたが、なぜ定員減となったのでしょうか。	定員 88 人の内訳は南部児童相談所の定員 40 人と、中部児童相談所の定員 48 人を合計した人数です。 令和 2 年度から中部児童相談所の一時保護所の改築に着手し、定員を改築前の 20 人から 60 人に拡充して、市全体で最大 100 人の受入が可能となるよう整備を進めておりますが、令和 4 年の改正児童福祉法により新たに定められた「一時	D

		保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、定員を48人で運用開始することとしたものです。今後の定員増につきましては、一時保護児童数の推移を踏まえ、適正な定員の設定について引き続き検討してまいります。	
20	代替養育を必要とする児童数の推計に一時保護所で入所を待機している児童数が含まれておらず、整備すべき資源の見込量及び評価のための指標について一時保護所のひっ迫状況を表現できていない。	本計画は、関係法令やこども家庭庁の「計画策定要領」を踏まえ、策定するもので、整備すべき資源の見込量及び評価のための指標は「計画策定要領」に基づいて設定しています。一時保護を受ける児童の心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう、生活環境の改善や一時保護期間の短期化等、児童の最善の利益を考慮しながら、一時保護所の運営や環境整備について引き続き検討してまいります。	D
21	こども家庭庁が示している「次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領における論点整理等」の中に、現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する事の記載がある。川崎市においても、改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、当事者であるこどもの意見はもちろん、子どもや子育て家庭を支援する支援者の声を計画に反映して欲しい。(同趣旨他2件)	計画の進捗については毎年度点検・評価を行い、庁内の会議や児童福祉審議会へ報告を行うとともに、課題となっている部分等の取り組みについて見直しを行うなど、PDCAサイクルを適切に運用していきます。	D
22	施設ではケアニーズの高い乳幼児等を中心として養育を行うことが必要と考えるのであれば、施設に措置を行う前に里親へ委託できるよう保護者の同意が取れるよう説明を丁寧、もっと力をいれてほしい。	本市では、代替養育を必要とする乳幼児等の75%以上の里親委託を引き続き目指していきますが、児童の考え・意思などを前提に、その児童に最も適した生活の場を選択できるよう、里親・施設の両輪の下で受け入れ体制を整備していく必要があると考えています。委託先を里親家庭とする場合は、保護者等への丁寧な説明を行い、里親制度について理解を深めていただくよう努めてまいります。	D
23	川崎市子ども・子育て会議委員に社会的養育従事者や社会的養育の学識経験者が委員として入る必要性を感じる。(同趣旨他1件) .	川崎市子ども・子育て会議の委員については、子ども・子育てに関する様々な分野の専門家をはじめ、市民委員も含めた構成となっており、社会的養護分野についても造詣の深い学識経験者に委員に就任していただいております。	D
24	施設で専門的な視点で支援ができることは良いが、定員6人が小規模化なのか。6人のこどもに対して職員の配置が増えることはこども一人ひとりと向き合える時間が多く、できる支援も増えるが、家庭的という環境か	本市では国の通知等が示す考え方に則り、概ね定員6名前後がその基準とされる地域小規模児童養護施設の設置を推進するなど施設の小規模かつ地域分散化を推進しております。また、各施設において児童指導員や保育士といった直接処遇を担う職員のほか、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員など多くの専門職が配置できる体制を構築しており、きめ細やかな支援を行うことが	D

	らは遠ざかってしまうと思う。	できる体制を確保し、より家庭的な環境で養育を行うことができるよう努めています。	
--	----------------	---	--

(5 その他)

	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
25	ベビーカーでの移動が困難な場所や、親が困っている際に助けが得られない状況が散見されます。移動時の負担軽減を念頭に、より子育て家庭に優しい公共インフラ整備の推進もご検討いただければと思います。	本市では、市民生活に身近な鉄道駅周辺を中心に、高齢者、障害者、妊産婦など様々な方が利用しやすい環境整備など、ユニバーサルデザイン都市の実現に向けたまちづくりを推進しています。引き続き、鉄道駅や道路などの公共的施設における移動の円滑化を推進してまいります。	E
26	里親家庭で今年の夏休みから宿題が出されなくなり、家で全く勉強しないので困っております。塾に行っている子は良いのですが、そうでない子はどんどん遅れてしまうのではないかと心配です。	社会的養護が必要な子どもたちが施設や里親家庭で生活するにあたっては、本市独自の取り組みとして、小学生が学習塾への通塾や家庭教師等を活用し、家庭で学習すること、自主学習のために参考書等を購入する場合には、その費用を原則として全額負担し、子どもたちの学びを応援しています。	E
27	夏休みを短縮して、秋冬休みを長くしていただきたいです。もしくは、学校に寝泊まりする合宿を行う等イベントを企画していただきたいです。PTA への参加は、親だけでなく祖父母の方や近所の有志の方々にご協力いただいても良いのではないのでしょうか。	夏休み期間等、教育課程に関することにつきましては、各学校の裁量となっており、それぞれの学校で子どもたちの実態や、地域の実情に合わせて工夫して計画しております。 小学校学習指導要領では、「児童の発達の段階や人間関係の希薄化、自然体験の減少といった児童を取り巻く状況の変化を踏まえると、小学校段階においては、自然の中や農山漁村等における集団宿泊活動を重点的に推進することが望まれる。」とされており、本市においては、自然教室や修学旅行等の宿泊活動を取り入れております。 PTA は独立した任意の団体であり、参加対象や活動の内容については、個別の団体ごとに決められております。	E
28	子どもへの受動喫煙の危害について触れられていないようですが、子どものいる場所での喫煙は止めるべきとの周知徹底が必要です。	たばこは、喫煙している本人だけでなく、周りの人の健康にも影響を与えることから、子どもをはじめとして受動喫煙による健康への影響が大きい人々に対しては、特に配慮が必要です。 健康増進法や神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例に基づき、「望まない受動喫煙」をなくすための取り組みを進めており、学校や児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎等は第一種施設に区分され、屋内禁煙にとどまらず「敷地内	E

		禁煙」となっています。このような措置は、子どもたちが安心して過ごせる環境を整えるために不可欠です。 また、受動喫煙防止に関する啓発用のチラシを作成し、地域の皆様に受動喫煙による健康影響についてや、家庭内や屋外などの喫煙が禁止されていない場所であっても、喫煙する際は周囲の状況に配慮しなければならないことの周知を行うことで、子どもたちを受動喫煙から守るための意識の醸成に取り組んでいます。 さらに、本市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者に危険を及ぼすことを考慮し、平成18年4月1日に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。この条例では、市民等が市内全域で路上喫煙をしないよう努めることを求めており、主要駅周辺などの多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」として指定し、指定喫煙場所を除いて喫煙を禁止しています。これにより、市民の身体及び財産の安全を確保し、生活環境の向上に努めています。 今後も、子どもたちの健康を守るために、受動喫煙防止に向けた施策を強化し、皆様からのご意見を参考にしながら、より良い環境づくりに取り組んでまいります。	
29	養育里親の制度に「専門里親」というものがあるが、制度の利用者が極端に少ない。きちんと対象になる場合のルールを明確化すべきと思います。	専門里親については、養育里親のうち、虐待を受けた子ども、非行のある子ども、障害のある子どもなど、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。本市でもホームページ等に、制度の概要や、なるための要件等をまとめておりますが、今後もあり手の確保及び制度のさらなる活用を目指してまいります。	E
30	放課後デイや児発達の情報の一本化をしてほしい。サービスの内容や特徴などを一覧にして、利用希望者に渡す、または役所のHP等で公開するといったのではないかと思います。	新規事業所につきましては、本市ホームページにおいて2か月に1度、事業所の情報を更新しているところでございますが、事業所のサービス内容等につきましては、利用者個々の特性に応じてプログラムやサービス提供時間が設定されており、そのため、事業所側の利用者の受入れ状況が日々変化することから、様々な課題があるものと考えております。 なお、神奈川県下5県市で共同運用している障害福祉情報サービスかながわでは、事業所の検索及び事業者側が掲載した事業所の詳細情報を個別に確認することが可能となっております。 また、本市ホームページにおいても、障害福祉情報サービスかながわのリンクURLを掲載してまいりますので、事業所の詳細情報を確認する際に御活用ください。	E
31	発達障害や学校に通えない子どもたちの居場所を含めた進路について、柔軟に対応で	本市では、キャリア在り方生き方教育をはじめとした様々な教育活動を通して、子どもたちが自己理解を深めながら、適切な進路選択ができるよう指導・支援を	E

	きるようにしてほしい。不登校のため進学に支障が出る場合など、救済策や個別の評価ができる体制があってもいいのではないか。	行っています。発達障害等、特別な教育的ニーズの高い子どもたちに対しては、必要に応じて通級指導教室を活用するなど、ニーズに応じた指導を行いながら、進路選択に必要な資質・能力も育んでいます。 近年は、多種多様な進路があり、より自分に合った進路を選択できる環境が整ってきており、在校生や卒業生のコメントも含め、各校の特徴を知ることができるような学校説明会等の機会も多く、こうした情報については、中学校でも発信しています。 また、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価については、文部科学大臣が定める要件の下、学校の判断で不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができるとされており、令和6年8月29日付けで「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が公布・施行されたことから、本市としても改めて各市立学校宛てに周知したところです。また、高校受験に際しては、県内の公立高等学校では、病気などの特別の事情により長期の欠席があった場合にも、志願者が申請することで、選考の過程において不利にならないよう配慮する制度があります。
--	--	--

2 案の変更点

用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画)

(1) 「子ども・子育て支援新制度」の概要

- 平成27(2015)年に開始された子ども・子育て支援新制度は、教育・保育の総合的な提供、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進する制度です。
- 令和元(2019)年10月には、子ども・子育て支援法の一部改正により幼児教育・保育の無償化が実施され、また、令和2(2020)年4月には、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正により、市町村計画の作成に関する事項として、「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う対応や、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う対応などが盛り込まれました。
- さらに、令和4(2022)年6月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」においては、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が盛り込まれました。
- これらに加えて、令和6(2024)年6月の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」においては、こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充等が盛り込まれました。
- 本市においては、こうした動向を踏まえながら、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、子ども・若者や子育て家庭への支援を総合的に進めています。

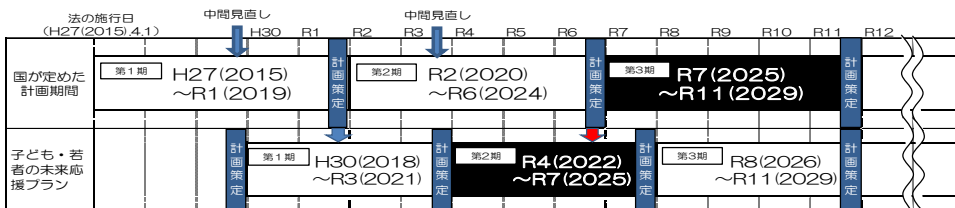
(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る基本的な考え方

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、すべての子どもに良質な生育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

(3) 「量の見込みと確保方策」について

- 子ども・子育て支援法第61条の規定により、市町村子ども・子育て支援事業計画として、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」(利用に関するニーズ量)及び「確保方策」(量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期)を定めるものとなっています。
- 「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、第6章において第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行い、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの量の見込みと確保方策を定めました。
- 今回は、国が定めた計画期間を踏まえて、令和7(2025)年度の量の見込みと確保方策の見直しを行うとともに、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度の量の見込みと確保方策の策定を行います。

「量の見込みと確保方策」と国が定めた計画期間との関係



(4) 就学前児童の将来人口推計について

- 本市においては、人口は増加しているものの、就学前児童数は平成28(2016)年度をピークに減少傾向が続いています。本計画の策定にあたり、就学前児童の将来人口推計を行います。
- 推計にあたっては、コーホート変化率法により各歳児の年度当初(4月1日)時点での就学前推計児童数を算出します。
- なお、0歳児推計人口については、人口動態調査に基づく出生率、15歳から49歳までの女性の推計人口により算出した推計出生数等により算出します。

＜各認定区分に該当する年齢別の推計児童数＞

(単位:人)

	3～5歳 (1号または2号認定に該当)	0歳 (3号認定に該当)	1歳 (3号認定に該当)	2歳 (3号認定に該当)	合計
令和6(2024)年度 (実績)	34,584	10,856	10,843	11,307	67,590
令和7(2025)年度	33,307	10,373	10,672	10,476	64,828
令和8(2026)年度	31,614	10,079	10,192	10,319	62,204
令和9(2027)年度	30,638	9,829	9,898	9,853	60,218
令和10(2028)年度	29,245	9,622	9,650	9,566	58,083
令和11(2029)年度	28,382	9,432	9,445	9,324	56,583
令和12(2030)年度	27,427	9,260	9,254	9,123	55,064

(コーホート変化率法)

各コーホート(同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動向から「変化率」を求め、それに基き将来人口を推計する方法である。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。
(次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項に基づく市町村行動計画に係る「地域行動計画策定の手引き」)

(5) 教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第61条では、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、量の見込みと確保方策を定めることとしています。本市においては、各行政区を教育・保育提供区域として設定します。

(教育・保育の量の見込みの考え方について)

- 推計した就学前児童数をもとに、過去の幼稚園の利用実績や保育所の申請状況(育児休業等により保育所の利用に至らなかった方を含む)等から量を見込みます。令和3(2021)年度に策定した量の見込みでは、令和3(2021)年度までの実績で教育のニーズ割合は減少しつつも、保育のニーズ割合は増加しており、教育と保育を合わせた全体のニーズ割合は増加傾向ではありましたが、推計就学前児童数の減少を反映して、教育・保育の量の見込みでは、減少していくものと見込んでいました。
- 今回の計画期間中の教育・保育の量の見込みについても、推計した結果、同様の傾向が見られることから、減少するものとして見込んでいます。
- また、幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)を利用する児童のうち、幼稚園・認定こども園の預かり保育(新2号認定)を利用する児童の量の見込みについては、2号認定として集計します。
- なお、教育・保育の量の見込みについては、令和11(2029)年度の認可保育所の新設等による受入枠の確保目標値を定めるため、令和12(2030)年4月についても定めます。

(教育・保育の確保方策の考え方について)

- 認定こども園、幼稚園、公立保育所、認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設(市が一定の施設基準に基づき運営支援等を行っている川崎認定保育園、年度限定型保育事業のほか企業主導型保育事業(地域枠)が対象)により、量の見込みに対応する確保方策を定めます。

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

4月1日時点の量の見込み（全市域）

（単位：人）

年度	1号	2号	3号				1～3号 合計	(参考) 2・3号 合計
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	小計		
令和7年	8,198	23,404	2,556	7,590	7,269	17,415	49,017	40,819
令和8年	6,865	23,298	2,494	7,623	7,496	17,613	47,776	40,911
令和9年	5,903	23,471	2,444	7,648	7,487	17,579	46,953	41,050
令和10年	4,968	23,338	2,407	7,599	7,457	17,463	45,769	40,801
令和11年	4,238	23,393	2,377	7,548	7,389	17,314	44,945	40,707
令和12年	3,571	23,286	2,352	7,465	7,312	17,129	43,986	40,415

（参考）各認定区分のニース割合

（単位：％）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1歳)	3号 (2歳)	3号 (合計)
令和7年4月	24.6	70.3	24.6	71.1	69.4	55.2
令和8年4月	21.7	73.7	24.7	74.8	72.6	57.6
令和9年4月	19.3	76.6	24.9	77.3	76.0	59.4
令和10年4月	17.0	79.8	25.0	78.7	78.0	60.6
令和11年4月	14.9	82.4	25.2	79.9	79.2	61.4
令和12年4月	13.0	84.9	25.4	80.7	80.1	62.0

<子どものための教育・保育給付 認定区分>

- 1号認定
保育の必要性のない満3歳以上。幼稚園（施設型給付）、認定こども園（幼稚園部分）を利用。
- 2号認定
保育の必要性のある3～5歳。保育所、認定こども園（保育所部分）を利用。
- 3号認定
保育の必要性のある0～2歳。保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用。

<子育てのための施設等利用給付 認定区分>

- 新1号認定
保育の必要性のない満3歳以上。幼稚園（私学助成）を利用。
- 新2号認定
保育の必要性のある3～5歳。幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等を利用。
- 新3号認定
保育の必要性のある非課税世帯0～2歳。認可外保育施設等を利用。

(6) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市で実施している地域子ども・子育て支援事業ごとに提供区域を設定し、計画期間中の各年度の「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

ア 利用者支援事業等

(ア) 基本型

事業概要	保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭等に対し、相談支援等の実施や地域における子育て支援のネットワークに基づく支援を実施する事業です。
量の見込みの考え方	保育と子育ての一体的な事業推進拠点である保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて実施するものとして見込みます。
確保方策の考え方	順次、設置を進めている各区保育・子育て総合支援センターに、専門の職員を配置して事業を実施します。

（単位：実施か所数（か所））

区域	年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	4	4	5	5	5	-
	確保方策	4	4	5	5	5	3

(イ) 特定型

事業概要	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。
量の見込みの考え方	身近な各区役所地域みまもり支援センターで、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域みまもり支援センター7か所に、専門の職員を配置して事業を実施します。

（単位：実施か所数（か所））

区域	年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	7	7	7	7	7	-
	確保方策	7	7	7	7	7	9

(ウ) こども家庭センター型

事業概要	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊娠及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。
量の見込みの考え方	各区地域みまもり支援センターで、妊娠届から妊娠婦支援、子育てやこどもに関する相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域みまもり支援センター7か所に、母子保健と児童福祉の相談支援を担当する職員を配置して事業を実施します。

（単位：実施か所数（か所））

区域	年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	7	7	7	7	7	-
	確保方策	7	7	7	7	7	9

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（案）の概要版

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

（エ）妊婦等包括相談支援事業型

事業概要	妊婦等に対して、面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。 ●第1回目面談：妊娠届出時に実施 ●第2回目面談：妊娠8か月前後のアンケート回収後に実施 ●第3回目面談：乳児家庭全戸訪問時に実施
量の見込みの考え方	1組（妊婦及びその配偶者等）あたりに実施する3回の面談の合計数を見込みます。 ●第1回目面談：推計妊娠届出数で回数を見込みます。 ●第2回目面談：令和5年度の妊娠届出数に対する第2回目面談実施数から実施割合を算出し、推計妊娠届出数に乗じて回数を見込みます。 ●第3回目面談：乳児家庭全戸訪問事業における訪問件数で回数を見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域まもり支援センター7か所において、各面談を確実に実施し、その相談内容に適切に対応できるよう事業を推進します。

（単位：面談回数（回））

区域	年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	21,533	20,922	20,404	19,974	19,580	—
	確保方策	21,533	20,922	20,404	19,974	19,580	23,912

イ 延長保育事業

事業概要	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施する事業です。
量の見込みの考え方	過去の利用実績から今後の保育所等の利用者数の増減見込みも踏まえ、利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	保育所、認定こども園及び地域型保育事業での延長保育事業の実施施設の拡充を推進します。

（単位：月間実利用人数（人））

区域	年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	6,951	6,961	6,982	6,939	6,916	—
	確保方策	6,951	6,961	6,982	6,939	6,916	6,907

ウ 実費徴収に係る補正給付を行う事業

（ア）教材費・行事費等補助

事業概要	特定教育・保育施設等を利用する生活保護世帯等に対し、利用に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。
量の見込みの考え方	過去の利用実績を踏まえ、本事業の利用人数は横ばいで推移するものとして見込みます。
確保方策の考え方	対象者に対して適切に事業を案内し、申請に基づいて助成を実施します。

（単位：年間利用人数（人））

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	60	60	60	60	60	—
確保方策	60	60	60	60	60	54

（イ）給食費（副食費）補助

事業概要	私学助成を受ける幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯等に対して、給食費（副食費）を補助する事業です。
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や幼稚園（新制度未移行園）の新制度移行による対象園児数の減少を考慮し、利用者の減少傾向を見込みます。
確保方策の考え方	対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて補助を実施します。

（単位：年間利用人数（人））

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	241	177	161	146	132	—
確保方策	241	177	161	146	132	360

エ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（ア）新規参入施設等への巡回支援

事業概要	認可保育所及び地域型保育事業等を実施する新規参入事業者に対して、保育士等が巡回訪問支援を行います。
量の見込みの考え方	教育・保育施設の量の見込みと確保方策に基づいて、新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設数、事業所数を見込みます。
確保方策の考え方	新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設、事業所に対して開設年度に巡回指導を実施します。

（単位：実施か所数（か所））

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	5	4	3	2	1	—
確保方策	5	4	3	2	1	6

（イ）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

事業概要	幼稚園類似施設（無認可幼児教育施設等）に通う未就学児を持つ保護者に対して、利用料等の補助を行う事業です。
量の見込みの考え方	本事業は幼稚園や保育所等の施設を利用しない就学前児童を対象としており、過去の利用実績及び就学前児童数の減少を考慮し、利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて助成を実施します。

（単位：年間利用人数（人））

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	160	158	156	154	152	—
確保方策	160	158	156	154	152	164

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（案）の概要版

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

オ 放課後児童健全育成事業

事業概要	放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。本市においては、全小学生を対象とするわくわくプラザ事業で放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施しています。
量の見込みの考え方	小学校長期推計の在校児童数と放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」の実績をもとに見込みます。
確保方策の考え方	- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に基づく専用区画面積については、学校等と調整し、確保します。 - 必要な人員確保に向けて、放課後児童支援員の資格取得を積極的に支援するとともに、キャリアアップ処遇改善事業等の実施により、職員の質の向上を図ります。

（単位：対象児童の数（人））

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5年(2023) 4月実績
全市	量の見込み	12,215	12,870	13,314	13,806	14,213	-
	小学校1年生	4,592	4,840	5,007	5,196	5,347	4,124
	小学校2年生	3,678	3,879	4,011	4,167	4,294	3,140
	小学校3年生	2,423	2,547	2,636	2,727	2,807	1,827
	小学校4年生	1,091	1,152	1,188	1,233	1,267	649
	小学校5年生	295	310	325	331	342	214
	小学校6年生	136	142	147	152	156	91
	確保方策	12,215	12,870	13,314	13,806	14,213	10,166

カ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもを預かる事業です。
量の見込みの考え方	過去の利用実績を踏まえ、年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	2か所の乳児院、4か所の児童養護施設において事業を継続実施します。 - 市民がより利用しやすいよう、宿泊を伴うショートステイ、日帰りで利用するデイスティを実施します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	-
確保方策	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	4,324

キ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	「新生児訪問（未熟児訪問含む）」又は「こんにちは赤ちゃん訪問」により乳児家庭を全戸訪問する事業です。
量の見込みの考え方	0歳児の将来人口推計に、過去の実績を踏まえ、長期里帰りや長期入院など訪問が困難な家庭を除いた訪問率を乗じて、訪問件数を見込みます。
確保方策の考え方	- こんにちは赤ちゃん訪問事業の登録訪問員の養成・拡大を図り、地域における日ごろの声掛けや子育て家庭の認知につなげていきます。 - 長期里帰り中や子どもが入院中などで訪問できていない家庭について、母子保健情報管理システムの活用により、世帯状況の把握を効果的に行い、必要な支援につなげていきます。 - 訪問に繋がりにくい外国人の方に対して、通訳を活用して訪問の趣旨をお伝えすることにより訪問率の向上を図ります。 - 訪問に従事する職員及び登録訪問員への研修内容の見直しを図りながら、現状の体制を維持し、需要見込みに対応できる体制を確保します。 実施体制：訪問指導員登録数 43人(令和6（2024）年4月1日現在） 登録訪問員登録数 1360人(令和6（2024）年4月1日現在） 実施機関：各区地域みまもり支援センター

（単位：訪問件数（件））

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	9,989	9,706	9,465	9,265	9,083	-
	確保方策	9,989	9,706	9,465	9,265	9,083	11,203

ク 養育支援訪問事業等（ア）専門的相談支援

事業概要	育児ストレス、育児困難、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと見込み、就学前児童数の将来人口推計をもとに、過去の実績と増加の見込みを踏まえて、就学前児童数に対する養育支援訪問件数を乗じて見込みます。
確保方策の考え方	母子保健情報管理システムの活用や医療機関との連絡会議との開催により、要支援家庭の早期の把握に努めます。家庭訪問時において支援養育状況を把握し、支援が必要な家庭への継続的な助言指導を行います。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	3,008	3,023	3,046	3,079	3,112	-
確保方策	3,008	3,023	3,046	3,079	3,112	2,866

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

(イ) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。
量の見込みの考え方	要保護児童対策地域協議会個別支援会議（「個別支援会議」）の実施回数については、児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。
確保方策の考え方	全市域で、要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を実施するため、関係機関等が具体的な支援内容や役割分担を確認できるよう、個別支援会議を開催するとともに関係機関相互の適切な連携を図ります。

(単位：開催回数（回）)

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	1,050	1,080	1,110	1,140	1,170	—
確保方策	1,050	1,080	1,110	1,140	1,170	986

(ウ) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援を必要とする家庭は増加するものと見込み、保護者の養育を支援することが必要な児童等の数をもとに、年間利用件数を見込みます。
確保方策の考え方	支援を必要とする家庭等に対してより充実した支援を行う必要があるため、支援が必要な家庭等の早期の把握に努め、的確な支援を行います。

(単位：年間利用件数（人日）)

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み	988	991	1,003	1,014	1,021
確保方策	988	991	1,003	1,014	1,021

ケ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

事業概要	少子化や核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座の開催など、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図る事業です。
量の見込みの考え方	推計就学前児童数と教育・保育の量の見込みから推計在宅児童数を算出します。推計在宅児童数から算出した推計新規利用者数に過去の実績を踏まえた利用回数に乗じて年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	・地域子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流促進や相談支援等を実施します。 ・保育・子育て総合支援センターと連携を図り、利用ニーズに的確に対応していきます。

(単位：年間延べ利用人数（人）)

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	148,347	135,646	124,819	116,069	109,759	—
	確保方策	148,347	135,646	124,819	116,069	109,759	165,560

コ 一時預かり事業

(ア) 幼稚園型

事業概要	幼稚園で通常の教育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。
量の見込みの考え方	利用者実績及び市内幼稚園を対象に実施している個別相談等の実施状況をもとに、対象園児数の減少にも考慮しながら延べ年間利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	・事業実施希望調査の結果を踏まえ説明会等を開催し、幼稚園型一時預かり実施園の拡充を図ります。 ・就労形態等、保育ニーズの多様化に対応するため、実施園における預かり保育の長時間化・通年化を推進します。

(単位：年間延べ利用人数（人）)

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	335,381	322,632	308,491	289,906	278,884	—
	確保方策	335,381	322,632	308,491	289,906	278,884	292,459

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（案）の概要版

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

（イ）保育所における一時預かり

事業概要	保護者などが週3日以内又は月64時間に満たない就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備等により、本事業の利用者は、平成29（2017）年度実績をピークに減少傾向に転じており、過去の実績をもとに、令和7（2025）年度以降の人口減少率を考慮し、量を見込みます。
確保方策の考え方	働き方の多様化や少子化、核家族化の進行などによる、子どもや子育てをめぐる環境の変化に伴う保護者の心理的・肉体的な負担軽減のために、継続的な事業実施が必要であることから、全市において安定的に実施が見込める保育・子育て総合支援センターにおける事業化を進めます。また、民間保育所においては、利用状況の分析に加え、潜在的な需要や、利用を希望しながらも実際の利用につながらないケースの状況把握等を踏まえた地域バランスの改善に向け、必要に応じて既存園における事業の見直しや効果的な新設園の整備を進めていきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	80,794	73,553	67,546	63,017	59,999	—
	確保方策	80,794	73,553	67,546	63,017	59,999	96,081

サ 病児・病後児保育事業

事業概要	0歳5か月から小学校3年生までの児童が病気やその回復期のため集団保育等が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育等を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。
量の見込みの考え方	過去の実績から、将来人口推計（小学3年生まで）の減少率を踏まえて量を見込みます。
確保方策の考え方	市内7か所の施設体制により、必要な提供体制を確保します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	5,784	5,574	5,372	5,193	5,026	—
	確保方策	5,784	5,574	5,372	5,193	5,026	6,207

シ ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業）

事業概要	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅や地域子育て支援センター等での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。
量の見込みの考え方	就学前児童数と延べ利用人数との比率及び将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	子育てヘルパー会員数の増加を図り、利用希望者と子育てヘルパー会員とのマッチングを高め、利用ニーズに的確に対応していきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	10,490	10,055	9,719	9,387	9,144	—
	確保方策	10,490	10,055	9,719	9,387	9,144	11,464

ス 妊婦健康診査

事業概要	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
量の見込みの考え方	推計妊娠届出数（推計出生数に過去の実績から算出した出生数と妊娠届出数の割合を乗じて算出）に妊婦健康診査の推計延べ受診回数（妊婦健康診査受診回数÷妊娠届出数の過去平均）を乗じて、年間延べ受診回数を見込みます。
確保方策の考え方	- 推計妊娠届出数が実績を下回る見込みであり、その全数を支援するため、現行の体制を維持し、年間を通して、対象となる妊婦健康診査の受診費用に対して、費用の一部を公費負担していきます。 - 母子保健情報管理システムの活用により、対象者の状況を的確に把握し、受診勧奨や保健指導を行うとともに、受診結果を把握し妊娠期の保健の向上を図ります。 - 実施体制・機関：市内委託医療機関、市外協力医療機関

（単位：※1年間延べ受診回数（回）、※2 人数（人）、※3 件数（件））

全地域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み※1	126,335	122,751	119,712	117,194	114,875	—
確保方策※1	126,335	122,751	119,712	117,194	114,875	140,235
（参考）推計出生数※2	10,373	10,079	9,829	9,622	9,432	11,371
（参考）推計妊娠届出数※3	10,891	10,582	10,320	10,103	9,903	11,960

セ 産後ケア事業

事業概要	産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を行う事業です。
量の見込みの考え方	推計出生数、過去の利用実績及び事業を拡充した令和6年度の利用状況から、年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	妊婦等包括相談支援事業等を活用し、対象者に対して適切に事業を案内し、サービスを提供していきます。

（単位：延べ人数（人））

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	6,846	6,652	6,487	6,350	6,225	—
	確保方策	6,846	6,652	6,487	6,350	6,225	2,504

2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策

(1) 概要

本市では、すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、全小中学生を対象としたわくわくプラザ事業を市内114校で実施しています。わくわくプラザ事業では、地域ボランティア等の人材を積極的に活用するほか、地域における様々な施設や団体等の地域資源を生かし、多様なプログラムを実施しています。

(2) 取組の考え方

ア 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な実施

- 放課後児童健全育成事業は、就労等により保護者が日中いない家庭の児童に対して、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。
- また、放課後子供教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。
- 本市においては、国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、本市のすべての市立小学校において、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施するわくわくプラザ事業により、すべての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

イ 小学校の施設の活用

- 学校は、放課後も、児童が校外に移動せず安全に過ごせる場所であり、児童の健やかな成長のため、学校関係者とわくわくプラザ事業の関係者とは、実施主体にかかわらず立場を超えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要なことから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等、小学校の施設の活用を促進していきます。
- なお、本市においては、児童数の増加が予測されている地域があることや、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴う35人学級の実施の影響などにより、教室の確保が課題となる学校があるため、学校施設の活用を検討する際には、教育委員会と十分に連携を図りながら調整を進めます。

(3) 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策及び放課後子供教室の目標事業量と確保事業量

ア 放課後児童健全育成事業

4ページの「オ 放課後児童健全育成事業」に記載しています。

イ 放課後子供教室（校内交流型）

（単位：実施か所数（か所））

全市域	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
目標事業量	115	115	115	115	115
確保事業量	115	115	115	115	115

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進
（川崎市社会的養育推進計画）

(1) 本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

本計画は、児童福祉法をはじめとする関係法令や「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について（令和6年3月12日子支第125号こども家庭庁支援局長通知、以下「計画策定要領」という）」を踏まえ、様々な事情により支援が必要ない児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を進めるため、策定するものです。

ア 基本的な考え方

Ⅰ 専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

児童相談所への相談件数や児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にあり、中には経済的な困窮や子育て上の不安や悩みなどを抱えこみ、援助希求を発信できず、必要な支援につながらない子育て家庭があることも考えられます。児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童ができる限り家庭において健やかに養育されるよう、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取り組むとともに、一時保護を行った場合の児童の福祉の向上や家庭復帰に向けた支援の充実を図ります。

Ⅱ 代替養育を必要とする児童への支援の充実

代替養育を必要とする児童については、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を念頭に置きながら、できる限り家庭に近い環境で養育されるよう支援を行う必要があり、様々な状況にある児童それぞれに適切に対応することができるよう環境整備を図ることが必要です。児童への支援の基盤となるものは、権利擁護であり、その一環として、意見表明などの機会を担保し、児童の最善の利益を実現していくことが求められます。里親家庭・施設それぞれにおいてすべての要保護児童が心身ともに健やかに養育され自立していけるよう、里親家庭への支援体制の充実や施設における専門的支援の充実、児童の自立支援の推進など、代替養育を必要とする児童への支援の充実を目指します。

Ⅲ 本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

代替養育を必要とする児童数については、本市の児童人口や児童虐待・相談通告件数、児童相談所への相談件数等を踏まえると、当面は増加傾向が続くものと見込まれます。そうした状況にあっても代替養育を必要とする児童を確実に養育できる体制を整えるため、家庭養育を担う里親登録数の増加を図るとともに、様々な状況にある児童へ専門的支援を行うため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の定員枠を確保するなど、里親と施設の両輪により、社会的養護の体制整備を進めていきます。また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を的確に把握し、里親家庭での養育を基本としながら、児童が最適な環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択し支援を推進します。

イ 「量の見込みと確保方策」について

- 令和2（2020）年2月に策定した「川崎市社会的養育推進計画」では、令和2（2020）年度から令和3（2021）年度を第1期、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度を第2期、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度を第3期としており、第2期以降、現行の「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の本章において社会的養育推進計画の位置づけを行っています。
- なお、令和7（2025）年度中には「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を第3期へと改定して策定する予定であり、その際、必要に応じて量の見込みと確保方策の見直しを行います。

ウ 評価のための指標とPDCAサイクルの運用について

計画の進捗については毎年度、計画策定要領に基づき点検・評価を行い、庁内の会議や児童福祉審議会へ報告を行うとともに、課題となっている部分等の取り組みについて見直しを行うなど、適切なPDCAサイクルを運用していきます。

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組

○現在の整備・取組状況について

こどもの意見聴取等の実施	・里親等への委託や施設入所時、一時保護開始時にすべてのこどもに対し子どもの権利ノート等の配付しこどもの権利について説明するとともに、人権オンブズパーソンへ相談ができるよう環境を整備しています。 ・児童相談所が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、一時保護の決定時等措置開始時等においてこどもの意見聴取等を行っています。 ・意見表明等支援員を一時保護所等に派遣する意見表明等支援事業を実施しています（令和6年度）。 ・こどもから出された意見・意向については、援助方針等こどもの状況を勘案しながら児童相談所内で支援方法や内容を検討・協議し、可能な限り尊重するよう取り組んでいます。
こどもの権利擁護に関する研修の実施	児童相談所職員及び区役所職員に対し、児童相談所新任研修・児童福祉司任用後研修・要保護児童対策地域協議会調整担当者研修においてこどもの権利に関する内容を実施しています。

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R 5 (2023)
意見表明支援を利用可能な児童数	993人	997人	1,000人	1,002人	1,004人	908人
意見表明支援事業における意見表明等支援員の活動延べ日数	24日	32日	32日	32日	32日	未実施
こどもの権利擁護に関する研修の実施回数（年）	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
こどもの権利擁護に関する研修の受講者数	59人	59人	59人	59人	59人	63人

(3) 児童家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組

○現在の整備・取組状況について

子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置	平成28年度に各区・支所に子育て世代包括支援センター（9か所）、令和4年度に各区に子ども家庭総合支援拠点（7か所）を位置づけ、母子保健機能と児童福祉機能が一体的に相談支援を実施しています。
児童家庭相談に関わる区役所等職員への研修実施	要保護児童対策地域協議会調整担当者研修をはじめ、専門機能強化研修や外部へ派遣研修を行い、区役所職員等への人材育成に取り組んでいます。
家庭支援事業	家庭支援事業のうち、子育て短期利用事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業を実施しています。 事業概要、令和5年度実績等は各ページ参照 子育て短期利用事業 4ページ 養育支援訪問事業 4ページ 一時預かり事業（幼稚園型・保育所における一時預かり）5・6ページ
児童家庭支援センターの設置	市内2か所の乳児院・4か所の児童養護施設に児童家庭支援センターを併設し、社会福祉士等の相談員や心理療法担当職員が養育に不安を抱える家庭への相談支援を行っています。また、子育て短期利用事業の窓口となり、保護者の病気や出産、育児疲れ等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもを預かっています。

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R 5 (2023)	
こども家庭センターの設置数	7か所 (試行実施)	7か所	7か所	7か所	7か所	0か所	
児童家庭相談に関する区役所等職員への研修実施回数	21回	21回	21回	21回	21回	21回	
児童家庭相談に関する区役所等研修の延べ受講者数	520人	520人	520人	520人	520人	521人	
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	7区で 実施	7区で 実施	7区で 実施	7区で 実施	7区で 実施	0区	
児童家庭支援センター設置数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	
子育て短期利用事業を委託している児童家庭支援センター数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	1件	1件	1件	1件	1件	0件	

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

○現在の整備・取組状況について

妊産婦等生活援助事業の事業所数	特定妊婦への支援については、区役所地域みまもり支援センターや、児童相談所職員が各ケースごとに個別対応し、必要に応じて一時保護等を実施してきました。なお、本事業の事業所については令和6年10月に1か所開所しました。
研修の実施回数（年間）	児童相談所の新任研修、児童福祉司任用後研修や、要保護児童対策地域協議会調整担当者研修等において、特定妊婦等への支援等について研修を実施しています。
助産施設の設置数	経済的な理由で出産費用を負担できない方が、安心して入院出産できるよう補助を行う、児童福祉法に定められた制度で、市内3施設において実施しています。

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R 5 (2023)	
妊産婦等生活援助事業の事業所数	1	1	1	1	1	—	
研修の実施回数（年間）	1	1	1	1	1	1	
助産施設の数	3	3	3	3	3	3	

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

(5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

■代替養育を必要とする児童数の推計

(単位：人)

年度	第2期	第3期					実績値
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)		R5 (2023)
児童人口	241,047	237,418	233,198	228,315	223,638		247,897
児童人口に対する措置率	0.144%	0.148%	0.152%	0.156%	0.161%		0.136%
措置率増加率	-	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%		2.7%
縁組成立控除前措置児童数	347	351	354	356	358		337
措置児童数	341	345	348	350	352		331

■代替養育を必要とする児童数の推計（年齢別）

(単位：人)

年度	第2期	第3期					実績値
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)		R5 (2023)
就学前児童（3歳未満）	32	32	33	33	33		22
（里親等委託率対象児童数）	32	32	33	33	33		22
就学児童（3歳以上）	48	49	49	49	50		54
（里親等委託率対象児童数）	42	43	43	43	44		48
就学児童	261	264	266	268	269		255
（里親等委託率対象児童数）	206	203	205	207	202		218
合計	341	345	348	350	352		331
（里親等委託率対象児童数）	280	278	281	283	279		288

(6) 一時保護改革に向けた取組

○現在の整備・取組状況について

一時保護所の環境整備等	●恒常的な定員超過状態の解消や今後さらに一時保護児童数が増加した際にも確実に受入ができるよう体制を確保するため、令和2年度から中部児童相談所一時保護所の改築に着手し、令和7年度供用開始時に市全体で最大100名の受入が可能となるよう整備を進めています。 ●一時保護所の運営等を検討する会議を定期的に開催し、一時保護所での生活やこどもへの対応について適宜見直し等を行っています。 ●一時保護されたこどもに対し権利擁護や適切なケアが実施できる人材を育成するため、毎月一時保護所職員に対して研修等を行っています。
-------------	--

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)		R5 (2023)
一時保護所の定員数	88人	88人	88人	88人	88人		70人
第三者評価を実施している一時保護施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所		2か所
一時保護所職員に対する研修の実施回数	12回	12回	12回	12回	12回		12回
一時保護所職員に対する研修の延べ受講者数	120人	120人	120人	120人	120人		124人
一時保護が可能な児童福祉施設の数	18	20	20	20	22		16
一時保護所平均入所日数	51日	51日	51日	51日	51日		46日
一時保護所平均入所率	78.1%	78.1%	78.1%	78.1%	78.1%		98.2%

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

○現在の整備・取組状況について

児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築	区役所地域まもり支援センターと連携しながら児童虐待の重症化予防に取り組むとともに、こどもの家庭復帰が難しい場合は、できる限り家庭的な養育環境を確保するよう特別養子縁組や里親への措置を検討しています。
親子関係再構築に向けた取組	令和6年度から各児童相談所において児童福祉司・児童心理司からなる専任チームを設け、親子関係再構築支援事業の試行実施を含む、親子関係再構築のための相談支援を行っています。
特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築	養子縁組里親支援に特化したフォスタリング機関と児童相談所が連携し、乳児院に一時保護委託となった乳児等を中心に、迅速かつ丁寧なアセスメントに基づき、特別養子縁組成立を目指すなど、パーマネンシー保障を念頭に置いた支援を行っています。

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)		R5 (2023)
児童相談所における専門チームの配備	3	3	3	3	3		0
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	38人	44人	50人	56人	62人		4人
親への相談支援に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	16回	16回	16回	16回	16回		14回
親への相談支援に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	350人	350人	350人	350人	350人		272人
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	6	6	6	6	6		6
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	59人	59人	59人	59人	59人		63人

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

○現在の整備・取組状況について（ア）

里親等委託率・登録率・稼働率	委託率 3歳未満：50.0% 3歳以上就学前：43.8% 就学児：27.1% 登録率 94.9% 稼働率 35.9%
里親登録数 ファミリーホーム数	養育里親：127家庭 専門里親（11家庭：養育里親の内数） 養子縁組里親：79家庭 親族里親：9家庭 ファミリーホーム：2か所
里親登録に係る児童福祉審議会開催回数	里親登録に係る児童福祉審議会を年間6回開催しました（19家庭登録）。

○現在の整備・取組状況について（イ）

民間フォスタリング機関の設置数	平成30年度に1か所、令和2年度中に1か所開設を行い、令和5年度末時点、2か所体制で運営しています。現在は里親制度等普及促進・リクルート事業、里親等研修・トレーニング事業、里親等委託推進事業及び里親訪問等支援事業を実施しています。
基礎研修・登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数・受講者数	未委託家庭向けの動機づけの研修や、子どもとのコミュニケーションスキル向上を題材にした研修など、2か所のフォスタリング機関により、毎年テーマを決めて実施しています。
里親登録に係る児童福祉審議会開催回数	令和5年度は6回開催しています（19家庭登録）。

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進（川崎市社会的養育推進計画）

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

■里親登録認定に係る児童福祉審議会の開催回数（里親部会）

年度	第2期	第3期				実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
児童福祉審議会第1部会の開催回数	4	4	4	4	4	6

■代替養育（里親等）の確保方策（単位：世帯※ファミリーホームは定員数）

年度	第2期	第3期				実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
養育里親	157	168	179	190	201	127
専門里親（養育里親の内数）	(12)	(13)	(13)	(13)	(13)	(11)
養子縁組里親	85	90	95	100	105	79
親族里親	10	11	12	13	14	9
里親登録数計	252	269	286	303	320	215
ファミリーホーム（定員数）	23	23	23	23	29	11
合計	275	292	309	326	349	226

■里親等への委託児童数の見込み（単位：人）

年度	第2期	第3期				実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
養育里親	87	92	101	107	112	66
養子縁組里親	10	10	10	10	10	10
親族里親	10	11	12	13	14	12
ファミリーホーム	20	20	20	20	23	3
計（里親等）	127	133	143	150	159	91

■里親等への委託児童数の見込み（年齢別）（単位：人）

年度	第2期	第3期				実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
就学前児童（3歳未満）	24	24	25	25	25	11
就学前児童（3歳以上）	29	32	32	32	33	21
就学児童	74	77	86	93	101	59
計	127	133	143	150	159	91

■里親等委託率の見込み（単位：％）

年度	第2期	第3期				実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
就学前児童（3歳未満）	75	75	76	76	76	50
就学前児童（3歳以上）	69	74	74	74	75	44
就学児童	36	38	42	45	50	27
計	45	48	51	53	57	32

■里親登録率及び稼働率の見込み

（単位：％）

年度	第2期	第3期				実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
里親登録率	110.8%	118.6%	124.2%	130.2%	141.1%	94.9%
里親稼働率	40.9%	40.3%	41.0%	40.7%	40.4%	35.5%

■フォスタリング設置数ほか

	第2期	第3期				実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
民間フォスタリング機関の設置数	2	2	2	2	2	2
基礎研修・登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数	15	15	15	15	15	16
研修の受講者数	120	120	120	120	120	127

（9）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

○現在の整備・取組状況について

小規模かつ地域分散化した施設数・入所児童数	本市所管の児童養護施設においては、小規模グループケアを導入しており、小規模化は完了しています。また、地域分散化を進めており、地域小規模児童養護施設を8カ所設置しています。入居児童数は、本園、分園あわせて合計152人です（令和5年度末）。
養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数	家庭支援専門相談員（加算分）、心理療法担当職員、里親支援専門相談員を中心に、それぞれの専門性を活かしながら適宜各施設に配置しています。
養育機能強化のための事業実施施設数	入所する児童やその家族等に対して、治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション等により心理的ケアを実施しています。（令和5年度家族療法事業実施：5施設）
一時保護専用施設の整備施設数	現在も各施設において、必要に応じ一時保護委託の受け入れが可能です。今後は児童養護施設等の機能転換により、主に高校生等の年長児童を児童相談所一時保護所の代わりに受け入れ、学習権の保障や自立に向けた生活が行える環境の構築に向け、検討が必要です。
児童家庭支援センターの整備施設数（再掲）	6カ所
フォスタリング事業の実施施設数（再掲）	2カ所
妊産婦等生活援助事業の実施施設数（再掲）	1カ所
家庭支援事業を委託されている施設数	子育て短期利用事業：6カ所

【高機能化】…心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員等の専門職の配置により、きめ細やかな支援を行うことができる体制を確保し、ケアニーズの高い乳児・児童の支援を行っていきます。

【多機能化・機能転換】…併設する児童家庭支援センターと連携した地域の児童・家庭への相談支援やデイスティ、ショートステイの受け入れのほか、里親支援、地域の関係団体への活動支援等、地域の児童福祉における重要な拠点として多様な役割を円滑に果たせるよう環境整備を図ります。

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進(川崎市社会的養育推進計画)

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

■代替養育（施設等）の確保方策

(単位：人)

年度	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
児童養護施設	156	156	156	156	156	162	
地域小規模児童養護施設	54	60	60	60	66	42	
乳児院	45	45	45	45	45	45	
広域入所（県施設等）	37	32	27	22	17	48	
計（児童養護施設・乳児院）	292	293	288	283	284	297	
児童心理治療施設	40	40	40	40	40	40	
自立援助ホーム	12	18	18	18	24	12	
広域入所（県施設等）	10	10	10	10	10	13	
計（専門的施設）	62	68	68	68	74	65	
合計	354	361	356	351	358	362	

■施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
小規模施設の数	9	10	10	10	11	7	
小規模施設の入所児童数	48	50	50	50	52	35	
専門職（※）の加配施設数	7	7	7	7	7	7	
専門職（※）の加配職員数	25	25	25	25	25	22	
養育機能強化のための事業実施施設数	5	5	5	5	5	5	
児童家庭支援センターの設置施設数（再掲）	6	6	6	6	6	6	
妊産婦等生活援助事業の実施施設数（再掲）	1	1	1	1	1	—	

(※) 心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員、里親支援専門相談員、看護師等をいう。

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
自立支援を必要とする 社会的養護経験者数	20	20	20	20	20	20	
社会的養護自立支援拠 点事業の整備箇所数	1	1	1	1	1	1	
児童自立生活援助事業 の実施箇所数	9	11	12	13	15	2	
児童自立生活援助事業 の入居人数（Ⅰ型）	12 （2か所）	18 （3か所）	18 （3か所）	18 （3か所）	24 （4か所）	12 （2か所）	
児童自立生活援助事業 の入居人数（Ⅱ型）	2 （1か所）	2 （1か所）	2 （1か所）	2 （1か所）	2 （1か所）	0	
児童自立生活援助事業 の入居人数（Ⅲ型）	6 （6家庭）	7 （7家庭）	8 （8家庭）	9 （9家庭）	10 （10家庭）	0	

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

○現在の整備・取組状況について

児童相談所における人材確保・育成	・令和4（2022）年12月に策定された国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童虐待相談対応件数に応じた児童福祉司・児童心理司、児童福祉司スーパーバイザーを計画的に配置しています。また、医師、弁護士、保健師等の職員を配置しそれぞれの専門性を発揮し、多職種による連携のもと支援を行っています。 ・児童相談所職員の人材育成については、児童相談所人材育成検討委員会ワーキング等において毎年研修や経験の浅い職員へのフォロー体制等を検討しています。 ・児童相談所職員の専門性の向上のため、児童福祉司任用後研修をはじめ、専門機能強化研修や外部へ派遣研修を行い、人材育成に取り組んでいます。
------------------	---

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期		第3期			実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
児童相談所の管轄人口	1,582,100	→	→	→	→	
南部児童相談所	691,200	→	→	→	→	
中部児童相談所	481,300	→	→	→	→	
北部児童相談所	409,600	→	→	→	→	
第三者評価を実施している 児童相談所数	0か所	1か所	2か所	3か所	3か所	0か所
児童福祉司任用後研修、こ ども家庭ソーシャルワー カーの養成に係る研修の受 講者数	26人	26人	26人	26人	26人	27人

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

○現在の整備・取組状況について

児童自立生活援助事業の実施箇所数	法改正に伴い、令和6年度以降は類型ごとに整備を行います。なお、令和6年10月時点での実績は次のとおりです。 Ⅰ型：2か所11名入居 Ⅱ型：1か所 2名入居 Ⅲ型：6か所 6名入居
社会的養護自立支援事業の整備箇所数	社会的養護自立支援事業として、平成30年度より事業を開始している（1か所）

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進(川崎市社会的養育推進計画)

(12) 障害児入所施設における支援

○現在の整備・取組状況について

「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1施設
「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	50名

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)		R5 (2023)
「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1	1	1	1	1		1
「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	50	50	50	50	50		50

(案)

第 2 期川崎市子ども・若者の未来応援プラン

令和 7 (2025)年度～令和 11 (2029)年度

第 6 章改定版

令和 年 月

川 崎 市

第2期川崎市こども・若者の未来応援プラン

第6章 改定版

.....

各種計画の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策**
(川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画)
- 2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策**
- 3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進**
(川崎市社会的養育推進計画)

目次

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画)

- (1) 「子ども・子育て支援新制度」の概要・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・1
- (3) 「量の見込みと確保方策」について・・・・・・・・・・・・・2
- (4) 就学前児童の将来人口推計について・・・・・・・・・・・・・3
- (5) 教育・保育の量の見込みと確保方策・・・・・・・・・・・・・5
- (6) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策・・・・・・・・・・・・・34

2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策

- (1) 概要・・・・・・・・・・・・・54
- (2) 取組の考え方・・・・・・・・・・・・・54
- (3) 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策及び
放課後子供教室の目標事業量と確保事業量・・・・・・・・・・・・・55

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進

(川崎市社会的養育推進計画)

- (1) 本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像・・・・・・・・・・・・・56
- (2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組・・・・・・・・・・・・・58
- (3) 児童家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組・・・・・・・・・・・・・59
- (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組・・・・・・・・・・・・・61
- (5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み・・・・・・・・・・・・・62
- (6) 一時保護改革に向けた取組・・・・・・・・・・・・・63
- (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組・・・・・・・・・・・・・64
- (8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組・・・・・・・・・・・・・65
- (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組・・・・・・・・・・・・・69

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	72
(11) 児童相談所の強化等に向けた取組	73
(12) 障害児入所施設における支援	74
資料編	76
1 計画策定の経過	
2 川崎市子ども・子育て会議委員名簿	
3 川崎市子ども・子育て会議条例	
4 川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱	
5 パブリックコメント実施結果（概要）	
6 「川崎市総合計画第3期実施計画」における施策の成果指標の進行管理上の取扱い	

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

(川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画)

(1) 「子ども・子育て支援新制度」の概要

平成 27（2015）年に開始された子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援法などの子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進する制度です。

令和元（2019）年5月には子ども・子育て支援法の一部改正が行われ、同年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。

また、令和 2（2020）年4月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われ、市町村計画の作成に関する事項として、「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30(2018)年9月）の策定に伴う対応や、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う対応などが盛り込まれました。

さらに、令和 4（2022）年6月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」においては、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が盛り込まれました。

これらに加えて、令和 6（2024）年6月の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」においては、こども未来戦略（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）の「加速化プラン」を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に加え、国において子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することが盛り込まれました。

本市においては、こうした動向を踏まえながら、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、子ども・若者や子育て家庭への支援を総合的に進めています。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る基本的な考え方

本市においては、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、すべての子どもに良質な生育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

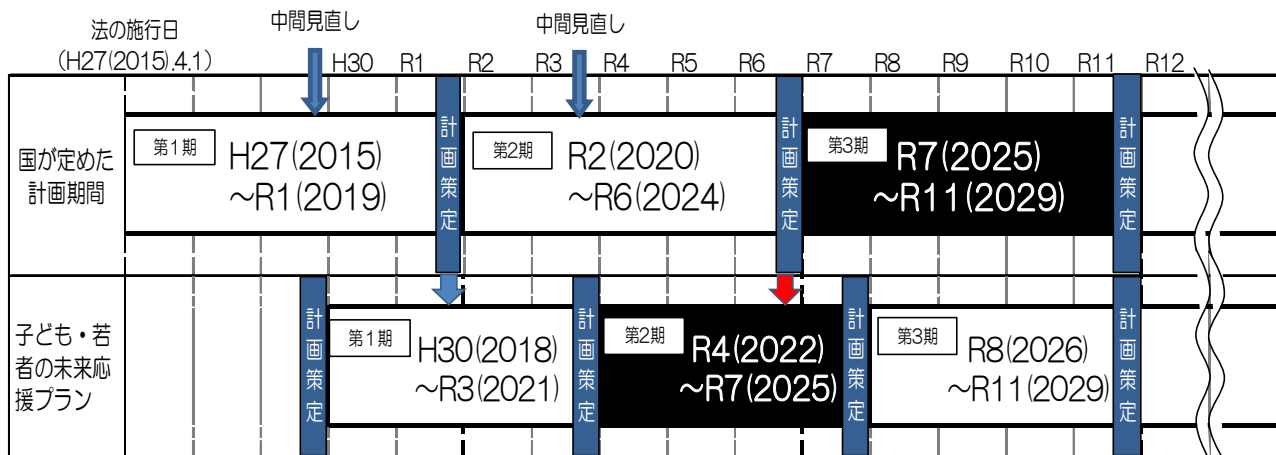
(3) 「量の見込みと確保方策」について

子ども・子育て支援法第61条の規定により、市町村子ども・子育て支援事業計画として、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を定めるものとなっています。

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、第6章において第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行い、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの量の見込みと確保方策を定めました。

今回は、国が定めた計画期間を踏まえて、令和7（2025）年度の量の見込みと確保方策の見直しを行うとともに、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度の量の見込みと確保方策の策定を行います。

【「量の見込みと確保方策」について本市計画期間と国が定めた計画期間との関係】



(4) 就学前児童の将来人口推計について

ア 就学前児童の将来人口推計について

本市においては、人口は増加しているものの、就学前児童数は平成 28（2016）年度をピークに減少傾向が続いています。したがって本計画の策定にあたり、就学前児童の将来人口推計を改めて行います。

推計にあたっては、コーホート変化率法¹により各歳児の年度当初（4月1日）時点での就学前推計児童数を算出します。

なお、0歳児推計人口については、人口動態調査²に基づく出生率、15歳から49歳までの女性の推計人口により算出した推計出生数等により算出しました。

＜各認定区分に該当する年齢別の推計児童数＞

（単位：人）

	3～5歳 （1号または2号認定に該当）	0歳 （3号認定に該当）	1歳 （3号認定に該当）	2歳 （3号認定に該当）	合 計
令和6(2024)年度 (実績)	34,584	10,856	10,843	11,307	67,590
令和7(2025)年度	33,307	10,373	10,672	10,476	64,828
令和8(2026)年度	31,614	10,079	10,192	10,319	62,204
令和9(2027)年度	30,638	9,829	9,898	9,853	60,218
令和10(2028)年度	29,245	9,622	9,650	9,566	58,083
令和11(2029)年度	28,382	9,432	9,445	9,324	56,583
令和12(2030)年度	27,427	9,260	9,254	9,123	55,064

¹ 「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。例えば、令和5（2023）年4月2日～6（2024）年4月1日生まれのコホートは、令和8（2026）年4月1日時点で満2歳、令和12（2030）年4月1日時点で満6歳となり、令和12（2030）年度の小学1年生となる人々の集団である。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。（厚生労働省「地域行動計画策定の手引き」より）

² 厚生労働省による出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の人口動態事象を把握するための、統計法に基づく基幹統計『人口動態統計』の作成を目的とする統計調査

<参考 就学前児童数実績（年齢別・区別）>

（単位：人）

年齢別実績

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
0歳児	12,925	11,932	11,760	11,123	10,856
1歳児	13,149	12,727	11,689	11,638	10,843
2歳児	13,270	12,721	12,270	11,260	11,307
3歳児	13,404	12,889	12,292	11,873	11,017
4歳児	13,533	13,141	12,647	12,063	11,674
5歳児	13,310	13,336	12,953	12,484	11,893
合計	79,591	76,746	73,611	70,441	67,590

区別実績

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
川崎区	10,444	9,764	9,149	8,793	8,324
幸区	10,027	9,875	9,625	9,286	9,039
中原区	15,441	14,953	14,170	13,457	12,638
高津区	12,360	11,786	11,312	10,680	10,148
宮前区	12,697	12,193	11,669	11,101	10,751
多摩区	10,022	9,898	9,705	9,587	9,439
麻生区	8,600	8,277	7,981	7,537	7,251
合計	79,591	76,746	73,611	70,441	67,590

イ 就学前推計児童数を踏まえた量の見込みの設定について

各事業の量の見込みについては、就学前推計児童数を踏まえて、「川崎市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和6（2024）年3月）」を参考に「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）（令和6（2024）年3月11日こども家庭庁）」等に基づき算出した数値や、事業の利用状況等をもとに算出しています。

(5) 教育・保育の量の見込みと確保方策

ア 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条では、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、量の見込みと確保方策を定めることとしています。

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設の整備状況などを総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています（子ども・子育て支援法に基づく基本指針）。この区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の設定とすることが基本となりますが、広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、事業ごとに設定することができます。

本市においては、区境に居住する場合や、通勤などの生活動線等によっては、他区の教育・保育施設等を利用する場合もありますが、原則として、行政区ごとに保育の必要性の有無や利用する施設等に応じた給付認定を行っていることから、教育・保育の量の見込みと確保方策の検討にあたっては、各行政区を教育・保育提供区域として設定します。

イ 教育・保育に関する施設及び地域型保育事業

《施設及び事業の連携等に関する推進方策》

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業者や地域子ども・子育て支援事業者と連携し、必要に応じて保育の提供等に関する支援をすることが必要です。

また、原則として0歳～2歳児の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、3歳児以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携が必要です。

本市においては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援や質の高い教育・保育の提供、地域の子育て支援を推進するため、教育・保育施設と地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者相互の連携が円滑に進められるよう取り組みます。

また、幼稚園、保育所、小学校の職員が相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援することを目的として、関係者間の情報交換や、子ども・教職員の交流等を実施し、認定こども園、幼稚園、保育所及び小学校における連携に取り組みます。

(ア) 教育・保育に関する施設

a 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所との両方の機能をあわせ持つ単一の教育・保育施設です。

幼稚園型

認可幼稚園が保育所的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。

保育所型

認可保育所が幼稚園的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。

地方裁量型

幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設です。

b 幼稚園

3歳から就学前の幼児が、様々な遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。

c 保育所

保護者が就労などのため、家庭で保育できない乳幼児を、保護者に代わって保育する「児童福祉施設」です。養護及び教育を一体的に行い、地域の子育て支援の役割を担います。

(イ) 地域型保育事業

家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
事業所内保育事業	事業所内の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

ウ 子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分

(ア) 子ども・子育て支援給付と認定区分について

新制度では、就学前の子どもの健やかな成長のために、必要な「子ども・子育て支援給付」を行うこととなっています。この給付制度については、保育所等を給付対象とする「子どものための教育・保育給付」と幼稚園（私学助成）や認可外保育施設等を対象とする「子育てのための施設等利用給付」があります。保育所等とは、公立保育所、認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）のことをいいます。

保育所等を利用した場合の教育・保育に係る経費について、市が給付費として施設等に支払います。給付にあたっては、保護者が教育・保育給付認定を受けていることが必要です。保育の量は、本市の保育の必要性の認定基準を踏まえて見込みます。

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育の必要量に応じた区分	給付対象施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園（施設型給付） 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	3歳～5歳	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定	0歳～2歳	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育所等以外の幼稚園（私学助成）や認可外保育施設等の利用者は「子育てのための施設等利用給付」が受けられ、当該施設を利用した場合の経費については、市が給付費として施設等に支払います。給付にあたっては、施設等利用給付認定を受けることが必要です。

認定区分	年齢	保育の必要性	給付対象施設・事業
新1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園（私学助成）
新2号認定	3歳～5歳 ※1	あり	幼稚園・認定こども園の預かり保育 認可外保育施設等 ※4
新3号認定 ※3	0歳～2歳 ※2	あり	認可外保育施設等 ※4

※1 満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した子ども

※2 満3歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子ども

※3 非課税世帯のみ

※4 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

（イ）保育の必要性の認定基準について

保育の必要性の認定にあたっては、「標準時間」（主にフルタイムの就労を想定し、現行の11時間の開所時間に相当）及び「短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の2区分を設けます。「短時間」の認定は、保護者の1か月の就労時間が市町村の定める下限時間以上120時間未満にあたる家庭を対象としており、市町村は月48時間から月64時間の間で下限時間を定めることとなっています。本市では、下限時間を「月64時間」として「量の見込み」を算出するものとします。

エ 教育・保育の量の見込みと確保方策

（ア）教育・保育の量の見込みの考え方について

推計した就学前児童数をもとに、過去の幼稚園の利用実績や保育所の申請状況（育児休業等により保育所の利用に至らなかった方を含む）等から量を見込みます。令和3（2021）年度に策定した量の見込みでは、令和3（2021）年度までの実績で教育のニーズ割合は減少しつつも、保育のニーズ割合は増加しており、教育と保育を合わせた全体のニーズ割合は増加傾向ではありましたが、推計就学前児童数の減少を反映して、教育・保育の量の見込みでは、減少していくものと見込んでいました。

今回の計画期間中の教育・保育の量の見込みについても、推計した結果、同様の傾向が見られることから、減少するものとして見込んでいます。

また、幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）を利用する児童のうち、幼稚園・認定こども園の預かり保育（新2号認定）を利用する児童の量の見込みについては、2号認定として集計します。

なお、教育・保育の量の見込みについては、令和11（2029）年度の認可保育所の新設等による受入枠の確保目標値を定めるため、令和12（2030）年4月についても定めます。

（イ）教育・保育の量の確保方策の考え方について

認定こども園、幼稚園、公立保育所、認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設（市が一定の施設基準に基づき運営支援等を行っている川崎認定保育園、年度限定型保育事業のほか企業主導型保育事業（地域枠）が対象）により、量の見込みに対応する確保方策を定めます。

確保方策については、認定区分ごとの各施設の定員構成等により量の見込みを上回る場合があります。

■全市域

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和6 (2024) (実績)	確保方策	教育保育施設	9,569	22,329	2,027	5,784	6,371	14,182	46,080
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	20,370	2,027	5,784	6,371	14,182	34,552
		幼稚園・認定こども園(1号)	3,821	737	-	-	-	-	4,558
		私学助成を受ける幼稚園	5,748	1,222	-	-	-	-	6,970
		地域型保育事業	-	2	116	408	437	961	963
		認可外保育施設等	-	849	87	363	430	880	1,729
		合計	9,569	23,180	2,230	6,555	7,238	16,023	48,772
令和7 (2025)	確保方策	量の見込み	8,198	23,404	2,556	7,590	7,269	17,415	49,017
		教育保育施設	8,198	23,411	2,444	5,815	6,383	14,642	46,251
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	21,538	2,444	5,815	6,383	14,642	36,180
		幼稚園・認定こども園(1号)	4,120	861	-	-	-	-	4,981
		私学助成を受ける幼稚園	4,078	1,012	-	-	-	-	5,090
		地域型保育事業	-	-	278	453	498	1,229	1,229
		認可外保育施設等	-	554	129	1,322	388	1,839	2,393
		合計	8,198	23,965	2,851	7,590	7,269	17,710	49,873
令和8 (2026)	確保方策	量の見込み	6,865	23,298	2,494	7,623	7,496	17,613	47,776
		教育保育施設	6,865	23,557	2,457	5,892	6,453	14,802	45,224
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	21,776	2,457	5,892	6,453	14,802	36,578
		幼稚園・認定こども園(1号)	4,268	977	-	-	-	-	5,245
		私学助成を受ける幼稚園	2,597	804	-	-	-	-	3,401
		地域型保育事業	-	-	281	456	496	1,233	1,233
		認可外保育施設等	-	397	143	1,275	580	1,998	2,395
		合計	6,865	23,954	2,881	7,623	7,529	18,033	48,852

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和9 (2027)	量の見込み		5,903	23,471	2,444	7,648	7,487	17,579	46,953
	確保方策	教育保育施設	5,903	23,852	2,467	5,952	6,515	14,934	44,689
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)		2,467	5,952	6,515	14,934	37,051
			幼稚園・認定こども園(1号)		-	-	-	-	4,679
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	-	2,959
		地域型保育事業	-	-	281	444	479	1,204	1,204
		認可外保育施設等	-	419	152	1,252	531	1,935	2,354
	合計		5,903	24,271	2,900	7,648	7,525	18,073	48,247
令和10 (2028)	量の見込み		4,968	23,338	2,407	7,599	7,457	17,463	45,769
	確保方策	教育保育施設	4,968	23,932	2,472	5,999	6,561	15,032	43,932
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)		2,472	5,999	6,561	15,032	37,306
			幼稚園・認定こども園(1号)		-	-	-	-	4,362
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	-	2,264
		地域型保育事業	-	-	281	444	479	1,204	1,204
		認可外保育施設等	-	267	165	1,156	440	1,761	2,028
	合計		4,968	24,199	2,918	7,599	7,480	17,997	47,164
令和11 (2029)	量の見込み		4,238	23,393	2,377	7,548	7,389	17,314	44,945
	確保方策	教育保育施設	4,238	24,073	2,472	6,041	6,602	15,115	43,426
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)		2,472	6,041	6,602	15,115	37,565
			幼稚園・認定こども園(1号)		-	-	-	-	4,151
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	-	1,710
		地域型保育事業	-	-	281	444	479	1,204	1,204
		認可外保育施設等	-	294	184	1,063	364	1,611	1,905
	合計		4,238	24,367	2,937	7,548	7,445	17,930	46,535

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和12(2030)	量の見込み		3,571	23,286	2,352	7,465	7,312	17,129	43,986
	確保方策	教育保育施設	3,571	24,167	2,477	6,082	6,623	15,182	42,920
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)		2,477	6,082	6,623	15,182	37,777
			幼稚園・認定こども園(1号)		-	-	-	-	3,724
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	-	1,419
		地域型保育事業		-	-	281	444	479	1,204
		認可外保育施設等		-	196	203	939	284	1,426
	合計		3,571	24,363	2,961	7,465	7,386	17,812	45,746

(参考) 各認定区分のニーズ割合 (各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合) (単位：%)

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1歳)	3号 (2歳)	3号 (合計)
令和7(2025)年4月	24.6	70.3	24.6	71.1	69.4	55.2
令和8(2026)年4月	21.7	73.7	24.7	74.8	72.6	57.6
令和9(2027)年4月	19.3	76.6	24.9	77.3	76.0	59.4
令和10(2028)年4月	17.0	79.8	25.0	78.7	78.0	60.6
令和11(2029)年4月	14.9	82.4	25.2	79.9	79.2	61.4
令和12(2030)年4月	13.0	84.9	25.4	80.7	80.1	62.0

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計
			3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和6 (2024) (実績)	確保方策	教育保育施設	1,214	2,565	195	640	730	1,565	5,344
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,355	195	640	730	1,565	3,920
		幼稚園・認定こども園(1号)	410	70	-	-	-	-	480
		私学助成を受ける幼稚園	804	140	-	-	-	-	944
		地域型保育事業	-	-	15	50	57	122	122
		認可外保育施設等	-	149	8	30	51	89	238
		合計	1,214	2,714	218	720	838	1,776	5,704
令和7 (2025)	確保方策	量の見込み	1,016	2,733	240	803	809	1,852	5,601
		教育保育施設	1,016	2,733	275	665	711	1,651	5,400
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,532	275	665	711	1,651	4,183
		幼稚園・認定こども園(1号)	638	125	-	-	-	-	763
		私学助成を受ける幼稚園	378	76	-	-	-	-	454
		地域型保育事業	-	-	42	68	74	184	184
		認可外保育施設等	-	0	0	70	24	94	94
		合計	1,016	2,733	317	803	809	1,929	5,678
令和8 (2026)	確保方策	量の見込み	789	2,672	221	813	825	1,859	5,320
		教育保育施設	789	2,696	275	665	711	1,651	5,136
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,508	275	665	711	1,651	4,159
		幼稚園・認定こども園(1号)	639	156	-	-	-	-	795
		私学助成を受ける幼稚園	150	32	-	-	-	-	182
		地域型保育事業	-	-	42	68	74	184	184
		認可外保育施設等	-	0	0	80	40	120	120
		合計	789	2,696	317	813	825	1,955	5,440

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計
			3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和9 (2027)	量の見込み		672	2,642	209	810	834	1,853	5,167
	確保方策	教育保育施設	672	2,743	275	665	711	1,651	5,066
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)		275	665	711	1,651	4,219
			幼稚園・認定こども園(1号)		-	-	-	-	689
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	-	158
		地域型保育事業		-	-	42	68	74	184
		認可外保育施設等		-	0	0	77	49	126
	合計		672	2,743	317	810	834	1,961	5,376
令和10 (2028)	量の見込み		556	2,609	198	827	830	1,855	5,020
	確保方策	教育保育施設	556	2,754	275	665	711	1,651	4,961
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)		275	665	711	1,651	4,249
			幼稚園・認定こども園(1号)		-	-	-	-	579
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	-	133
		地域型保育事業		-	-	42	68	74	184
		認可外保育施設等		-	0	0	94	45	139
	合計		556	2,754	317	827	830	1,974	5,284
令和11 (2029)	量の見込み		470	2,618	188	846	846	1,880	4,968
	確保方策	教育保育施設	470	2,742	275	665	711	1,651	4,863
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)		275	665	711	1,651	4,249
			幼稚園・認定こども園(1号)		-	-	-	-	499
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	-	115
		地域型保育事業		-	-	42	68	74	184
		認可外保育施設等		-	0	0	113	61	174
	合計		470	2,742	317	846	846	2,009	5,221

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和12(2030)	量の見込み		396	2,625	178	842	841	1,861	4,882
	内訳	教育保育施設	396	2,730	275	665	711	1,651	4,777
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,598	275	665	711	1,651	4,249
		幼稚園・認定こども園(1号)	320	109	-	-	-	-	429
		私学助成を受ける幼稚園	76	23	-	-	-	-	99
		地域型保育事業	-	-	42	68	74	184	184
		認可外保育施設等	-	0	0	109	56	165	165
	合計		396	2,730	317	842	841	2,000	5,126

(参考) 各認定区分のニーズ割合 (各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合) (単位：%)

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1歳)	3号 (2歳)	3号 (合計)
令和7(2025)年4月	24.5	65.9	19.3	63.6	64.3	49.2
令和8(2026)年4月	20.5	69.4	18.9	67.1	67.8	51.7
令和9(2027)年4月	18.2	71.5	18.5	70.9	71.5	53.9
令和10(2028)年4月	16.1	75.3	18.1	74.9	75.4	56.2
令和11(2029)年4月	14.2	79.0	17.7	79.1	79.6	58.8
令和12(2030)年4月	12.5	82.9	17.3	81.2	81.7	60.2

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計
			3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和6 (2024) (実績)	確保方策	教育保育施設	1,199	3,059	307	825	908	2,040	6,298
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,840	307	825	908	2,040	4,880
		幼稚園・認定こども園(1号)	255	74	-	-	-	-	329
		私学助成を受ける幼稚園	944	145	-	-	-	-	1,089
		地域型保育事業	-	-	16	73	83	172	172
		認可外保育施設等	-	119	13	43	52	108	227
		合計	1,199	3,178	336	941	1,043	2,320	6,697
令和7 (2025)	確保方策	量の見込み	1,020	3,222	357	1,046	1,034	2,437	6,679
		教育保育施設	1,020	3,194	367	817	891	2,075	6,289
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,975	367	817	891	2,075	5,050
		幼稚園・認定こども園(1号)	386	74	-	-	-	-	460
		私学助成を受ける幼稚園	634	145	-	-	-	-	779
		地域型保育事業	-	-	49	87	88	224	224
		認可外保育施設等	-	28	0	142	55	197	225
		合計	1,020	3,222	416	1,046	1,034	2,496	6,738
令和8 (2026)	確保方策	量の見込み	867	3,272	344	1,027	1,042	2,413	6,552
		教育保育施設	867	3,249	367	833	908	2,108	6,224
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,032	367	833	908	2,108	5,140
		幼稚園・認定こども園(1号)	520	73	-	-	-	-	593
		私学助成を受ける幼稚園	347	144	-	-	-	-	491
		地域型保育事業	-	-	49	87	88	224	224
		認可外保育施設等	-	23	0	107	46	153	176
		合計	867	3,272	416	1,027	1,042	2,485	6,624

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計
			3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和9 (2027)	量の見込み		738	3,290	332	1,041	1,023	2,396	6,424
	確保方策	教育保育施設	738	3,249	367	833	908	2,108	6,095
		内 託 保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,032	367	833	908	2,108	5,140
		幼稚園・認定こども園(1号)	442	73	-	-	-	-	515
		私学助成を受ける幼稚園	296	144	-	-	-	-	440
		地域型保育事業	-	-	49	87	88	224	224
		認可外保育施設等	-	41	0	121	27	148	189
	合計		738	3,290	416	1,041	1,023	2,480	6,508
令和10 (2028)	量の見込み		617	3,260	321	1,047	1,037	2,405	6,282
	確保方策	教育保育施設	617	3,260	367	839	914	2,120	5,997
		内 託 保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,047	367	839	914	2,120	5,167
		幼稚園・認定こども園(1号)	369	71	-	-	-	-	440
		私学助成を受ける幼稚園	248	142	-	-	-	-	390
		地域型保育事業	-	-	49	87	88	224	224
		認可外保育施設等	-	0	0	121	35	156	156
	合計		617	3,260	416	1,047	1,037	2,500	6,377
令和11 (2029)	量の見込み		515	3,263	311	1,022	1,024	2,357	6,135
	確保方策	教育保育施設	515	3,263	367	849	925	2,141	5,919
		内 託 保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,052	367	849	925	2,141	5,193
		幼稚園・認定こども園(1号)	350	70	-	-	-	-	420
		私学助成を受ける幼稚園	165	141	-	-	-	-	306
		地域型保育事業	-	-	49	87	88	224	224
		認可外保育施設等	-	0	0	86	11	97	97
	合計		515	3,263	416	1,022	1,024	2,462	6,240

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和12(2030)	量の見込み		428	3,238	300	999	1,000	2,299	5,965
	確保方策	教育保育施設	428	3,238	367	849	912	2,128	5,794
		内 託							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,030	367	849	912	2,128	5,158
		幼稚園・認定こども園(1号)	290	69	-	-	-	-	359
		私学助成を受ける幼稚園	138	139	-	-	-	-	277
		地域型保育事業	-	-	49	87	88	224	224
		認可外保育施設等	-	0	0	63	0	63	63
	合計		428	3,238	416	999	1,000	2,415	6,081

(参考) 各認定区分のニーズ割合 (各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合) (単位：%)

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1歳)	3号 (2歳)	3号 (合計)
令和7(2025)年4月	23.0	72.7	26.5	73.3	71.9	57.9
令和8(2026)年4月	20.3	76.5	26.2	76.2	74.7	59.6
令和9(2027)年4月	17.8	79.5	26.0	79.3	77.7	61.3
令和10(2028)年4月	15.6	82.5	25.7	81.8	80.9	63.1
令和11(2029)年4月	13.5	85.8	25.4	81.7	81.9	63.3
令和12(2030)年4月	11.7	88.3	25.1	81.6	81.8	63.2

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			小計	合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳			
令和6 (2024) (実績)	確保方策	教育保育施設	1,548	4,269	406	1,236	1,286	2,928	8,745	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,970	406	1,236	1,286	2,928	6,898
			幼稚園・認定こども園（1号）	599	118	-	-	-	-	717
			私学助成を受ける幼稚園	949	181	-	-	-	-	1,130
		地域型保育事業	-	-	8	46	47	101	101	
		認可外保育施設等	-	263	20	103	99	222	485	
		合計	1,548	4,532	434	1,385	1,432	3,251	9,331	
令和7 (2025)	量の見込み		1,329	4,436	493	1,547	1,514	3,554	9,319	
	確保方策	教育保育施設	1,329	4,982	578	1,330	1,446	3,354	9,665	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	4,700	578	1,330	1,446	3,354	8,054
			幼稚園・認定こども園（1号）	634	136	-	-	-	-	770
			私学助成を受ける幼稚園	695	146	-	-	-	-	841
		地域型保育事業	-	-	29	57	68	154	154	
		認可外保育施設等	-	0	0	160	0	160	160	
合計		1,329	4,982	607	1,547	1,514	3,668	9,979		
令和8 (2026)	量の見込み		1,151	4,392	478	1,544	1,485	3,507	9,050	
	確保方策	教育保育施設	1,151	5,024	583	1,350	1,456	3,389	9,564	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	4,763	583	1,350	1,456	3,389	8,152
			幼稚園・認定こども園（1号）	579	133	-	-	-	-	712
			私学助成を受ける幼稚園	572	128	-	-	-	-	700
		地域型保育事業	-	-	29	57	62	148	148	
		認可外保育施設等	-	0	0	137	0	137	137	
合計		1,151	5,024	612	1,544	1,518	3,674	9,849		

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳		
令和9 (2027)	量の見込み		980	4,357	461	1,581	1,481	3,523	8,860
	確保方策	教育保育施設	980	5,056	588	1,365	1,469	3,422	9,458
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)		588	1,365	1,469	3,422	8,232
			幼稚園・認定こども園(1号)		-	-	-	-	664
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	-	562
		地域型保育事業	-	-	29	49	50	128	128
		認可外保育施設等	-	0	0	167	0	167	167
	合計		980	5,056	617	1,581	1,519	3,717	9,753
令和10 (2028)	量の見込み		845	4,328	449	1,547	1,496	3,492	8,665
	確保方策	教育保育施設	845	5,044	588	1,365	1,469	3,422	9,311
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)		588	1,365	1,469	3,422	8,232
			幼稚園・認定こども園(1号)		-	-	-	-	584
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	-	495
		地域型保育事業	-	-	29	49	50	128	128
		認可外保育施設等	-	0	0	133	0	133	133
	合計		845	5,044	617	1,547	1,519	3,683	9,572
令和11 (2029)	量の見込み		726	4,255	439	1,528	1,463	3,430	8,411
	確保方策	教育保育施設	726	5,093	588	1,365	1,469	3,422	9,241
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)		588	1,365	1,469	3,422	8,292
			幼稚園・認定こども園(1号)		-	-	-	-	512
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	-	437
		地域型保育事業	-	-	29	49	50	128	128
		認可外保育施設等	-	0	0	114	0	114	114
	合計		726	5,093	617	1,528	1,519	3,664	9,483

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和12(2030)	量の見込み		633	4,231	433	1,513	1,445	3,391	8,255
	確保方策	教育保育施設	633	5,085	588	1,365	1,469	3,422	9,140
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	4,870	588	1,365	1,469	3,422	8,292
		幼稚園・認定こども園(1号)	391	143	-	-	-	-	534
		私学助成を受ける幼稚園	242	72	-	-	-	-	314
		地域型保育事業	-	-	29	49	50	128	128
		認可外保育施設等	-	0	0	99	0	99	99
	合計		633	5,085	617	1,513	1,519	3,649	9,367

(参考) 各認定区分のニーズ割合 (各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合) (単位：%)

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1歳)	3号 (2歳)	3号 (合計)
令和7(2025)年4月	22.2	74.2	24.0	77.0	75.5	58.6
令和8(2026)年4月	20.3	77.5	23.5	80.3	78.7	60.0
令和9(2027)年4月	18.2	81.0	23.1	83.0	82.0	61.7
令和10(2028)年4月	16.3	83.7	22.7	82.7	83.6	61.9
令和11(2029)年4月	14.6	85.4	22.4	82.5	83.3	61.6
令和12(2030)年4月	13.0	87.0	22.0	82.3	83.0	61.2

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計
			3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和6 (2024) (実績)	確保方策	教育保育施設	1,361	3,447	297	920	1,003	2,220	7,028
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,165	297	920	1,003	2,220	5,385
		幼稚園・認定こども園(1号)	640	133	-	-	-	-	773
		私学助成を受ける幼稚園	721	149	-	-	-	-	870
		地域型保育事業	-	-	22	82	82	186	186
		認可外保育施設等	-	82	11	26	38	75	157
		合計	1,361	3,529	330	1,028	1,123	2,481	7,371
令和7 (2025)	確保方策	量の見込み	1,149	3,555	391	1,176	1,119	2,686	7,390
		教育保育施設	1,149	3,553	336	869	965	2,170	6,872
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,303	336	869	965	2,170	5,473
		幼稚園・認定こども園(1号)	540	117	-	-	-	-	657
		私学助成を受ける幼稚園	609	133	-	-	-	-	742
		地域型保育事業	-	-	61	88	93	242	242
		認可外保育施設等	-	2	0	219	61	280	282
		合計	1,149	3,555	397	1,176	1,119	2,692	7,396
令和8 (2026)	確保方策	量の見込み	995	3,504	373	1,208	1,153	2,734	7,233
		教育保育施設	995	3,504	336	869	965	2,170	6,669
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,267	336	869	965	2,170	5,437
		幼稚園・認定こども園(1号)	930	227	-	-	-	-	1,157
		私学助成を受ける幼稚園	65	10	-	-	-	-	75
		地域型保育事業	-	-	64	91	97	252	252
		認可外保育施設等	-	0	0	248	91	339	339
		合計	995	3,504	400	1,208	1,153	2,761	7,260

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和9 (2027)	量の見込み		859	3,562	361	1,194	1,183	2,738	7,159
	確保方策	教育保育施設	859	3,562	336	879	976	2,191	6,612
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)		336	879	976	2,191	5,531
			幼稚園・認定こども園(1号)		-	-	-	-	1,014
			私学助成を受ける幼稚園		57	10	-	-	67
		地域型保育事業		-	-	64	90	95	249
		認可外保育施設等		-	0	0	225	112	337
	合計		859	3,562	400	1,194	1,183	2,777	7,198
令和10 (2028)	量の見込み		719	3,543	351	1,163	1,139	2,653	6,915
	確保方策	教育保育施設	719	3,543	336	879	976	2,191	6,453
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)		336	879	976	2,191	5,533
			幼稚園・認定こども園(1号)		671	191	-	-	862
			私学助成を受ける幼稚園		48	10	-	-	58
		地域型保育事業		-	-	64	90	95	249
		認可外保育施設等		-	0	0	194	68	262
	合計		719	3,543	400	1,163	1,139	2,702	6,964
令和11 (2029)	量の見込み		619	3,506	343	1,135	1,109	2,587	6,712
	確保方策	教育保育施設	619	3,518	336	879	976	2,191	6,328
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)		336	879	976	2,191	5,523
			幼稚園・認定こども園(1号)		577	176	-	-	753
			私学助成を受ける幼稚園		42	10	-	-	52
		地域型保育事業		-	-	64	90	95	249
		認可外保育施設等		-	0	0	166	38	204
	合計		619	3,518	400	1,135	1,109	2,644	6,781

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和12(2030)	量の見込み		532	3,463	335	1,115	1,081	2,531	6,526
	確保方策	教育保育施設	532	3,559	341	894	986	2,221	6,312
		内訳	保育所・認定こども園(2・3号)		341	894	986	2,221	5,607
			幼稚園・認定こども園(1号)		-	-	-	-	658
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	-	47
		地域型保育事業		-	64	90	95	249	249
		認可外保育施設等		0	0	131	0	131	131
	合計		532	3,559	405	1,115	1,081	2,601	6,692

(参考) 各認定区分のニーズ割合 (各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合) (単位：%)

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1歳)	3号 (2歳)	3号 (合計)
令和7(2025)年4月	23.2	71.9	24.7	73.8	71.6	56.7
令和8(2026)年4月	21.3	74.9	24.5	78.5	76.0	59.7
令和9(2027)年4月	19.0	78.7	24.3	80.5	80.8	61.8
令和10(2028)年4月	16.9	83.0	24.2	80.4	80.7	61.6
令和11(2029)年4月	15.0	85.0	24.0	80.3	80.5	61.3
令和12(2030)年4月	13.3	86.7	23.8	80.2	80.3	61.1

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			小計	合計
			3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳		
令和6 (2024) (実績)	確保方策	教育保育施設	1,732	3,587	300	821	963	2,084	7,403
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,180	300	821	963	2,084	5,264
		幼稚園・認定こども園(1号)	678	122	-	-	-	-	800
		私学助成を受ける幼稚園	1,054	285	-	-	-	-	1,339
		地域型保育事業	-	-	16	56	64	136	136
		認可外保育施設等	-	67	15	52	73	140	207
		合計	1,732	3,654	331	929	1,100	2,360	7,746
令和7 (2025)	確保方策	量の見込み	1,514	3,720	350	1,102	1,015	2,467	7,701
		教育保育施設	1,514	3,437	356	824	908	2,088	7,039
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,040	356	824	908	2,088	5,128
		幼稚園・認定こども園(1号)	801	182	-	-	-	-	983
		私学助成を受ける幼稚園	713	215	-	-	-	-	928
		地域型保育事業	-	-	33	56	64	153	153
		認可外保育施設等	-	283	0	222	43	265	548
		合計	1,514	3,720	389	1,102	1,015	2,506	7,740
令和8 (2026)	確保方策	量の見込み	1,322	3,586	334	1,059	1,114	2,507	7,415
		教育保育施設	1,322	3,444	359	834	918	2,111	6,877
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,079	359	834	918	2,111	5,190
		幼稚園・認定こども園(1号)	699	167	-	-	-	-	866
		私学助成を受ける幼稚園	623	198	-	-	-	-	821
		地域型保育事業	-	-	33	56	64	153	153
		認可外保育施設等	-	142	0	169	132	301	443
		合計	1,322	3,586	392	1,059	1,114	2,565	7,473

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	小計		
令和9 (2027)	量の見込み		1,166	3,613	323	1,044	1,071	2,438	7,217	
	確保方策	教育保育施設	1,166	3,481	359	844	929	2,132	6,779	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,118	359	844	929	2,132	5,250
			幼稚園・認定こども園（1号）	616	166	-	-	-	-	782
			私学助成を受ける幼稚園	550	197	-	-	-	-	747
		地域型保育事業	-	-	33	53	61	147	147	
		認可外保育施設等	-	132	0	147	81	228	360	
	合計		1,166	3,613	392	1,044	1,071	2,507	7,286	
令和10 (2028)	量の見込み		1,003	3,567	312	1,043	1,056	2,411	6,981	
	確保方策	教育保育施設	1,003	3,474	359	844	929	2,132	6,609	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,118	359	844	929	2,132	5,250
			幼稚園・認定こども園（1号）	746	279	-	-	-	-	1,025
			私学助成を受ける幼稚園	257	77	-	-	-	-	334
		地域型保育事業	-	-	33	53	61	147	147	
		認可外保育施設等	-	93	0	146	66	212	305	
	合計		1,003	3,567	392	1,043	1,056	2,491	7,061	
令和11 (2029)	量の見込み		872	3,612	301	1,040	1,055	2,396	6,880	
	確保方策	教育保育施設	872	3,495	359	850	935	2,144	6,511	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,136	359	850	935	2,144	5,280
			幼稚園・認定こども園（1号）	648	281	-	-	-	-	929
			私学助成を受ける幼稚園	224	78	-	-	-	-	302
		地域型保育事業	-	-	33	53	61	147	147	
		認可外保育施設等	-	117	0	137	59	196	313	
	合計		872	3,612	392	1,040	1,055	2,487	6,971	

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和12(2030)	量の見込み		727	3,541	292	1,037	1,051	2,380	6,648
	確保方策	教育保育施設	727	3,489	359	853	936	2,148	6,364
		内 保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,142	359	853	936	2,148	5,290
		内 幼稚園・認定こども園(1号)	540	271	-	-	-	-	811
		内 私学助成を受ける幼稚園	187	76	-	-	-	-	263
		地域型保育事業	-	-	33	53	61	147	147
		認可外保育施設等	-	52	0	131	54	185	237
	合計		727	3,541	392	1,037	1,051	2,480	6,748

(参考) 各認定区分のニーズ割合 (各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合) (単位：%)

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1歳)	3号 (2歳)	3号 (合計)
令和7(2025)年4月	27.5	67.6	22.9	64.2	62.5	50.6
令和8(2026)年4月	25.4	69.0	22.9	66.5	64.7	52.5
令和9(2027)年4月	22.8	70.6	23.0	68.9	67.0	53.9
令和10(2028)年4月	20.4	72.4	23.1	71.3	69.4	55.6
令和11(2029)年4月	18.1	74.9	23.1	73.9	71.9	57.3
令和12(2030)年4月	15.9	77.5	23.1	76.5	74.3	59.0

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計
			3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和6 (2024) (実績)	確保方策	教育保育施設	1,217	3,179	350	864	937	2,151	6,547
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,939	350	864	937	2,151	5,090
		幼稚園・認定こども園(1号)	634	102	-	-	-	-	736
		私学助成を受ける幼稚園	583	138	-	-	-	-	721
		地域型保育事業	-	-	22	49	44	115	115
		認可外保育施設等	-	52	10	62	47	119	171
		合計	1,217	3,231	382	975	1,028	2,385	6,833
令和7 (2025)	確保方策	量の見込み	1,031	3,336	479	1,208	1,132	2,819	7,186
		教育保育施設	1,031	3,351	361	843	944	2,148	6,530
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,119	361	843	944	2,148	5,267
		幼稚園・認定こども園(1号)	591	113	-	-	-	-	704
		私学助成を受ける幼稚園	440	119	-	-	-	-	559
		地域型保育事業	-	-	34	39	44	117	117
		認可外保育施設等	-	0	84	326	144	554	554
		合計	1,031	3,351	479	1,208	1,132	2,819	7,201
令和8 (2026)	確保方策	量の見込み	851	3,492	500	1,272	1,192	2,964	7,307
		教育保育施設	851	3,492	366	874	977	2,217	6,560
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,258	366	874	977	2,217	5,475
		幼稚園・認定こども園(1号)	487	113	-	-	-	-	600
		私学助成を受ける幼稚園	364	121	-	-	-	-	485
		地域型保育事業	-	-	34	39	44	117	117
		認可外保育施設等	-	0	100	359	171	630	630
		合計	851	3,492	500	1,272	1,192	2,964	7,307

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	小計		
令和9 (2027)	量の見込み		727	3,616	513	1,279	1,217	3,009	7,352	
	確保方策	教育保育施設	727	3,616	371	899	1,004	2,274	6,617	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,380	371	899	1,004	2,274	5,654
			幼稚園・認定こども園（1号）	433	123	-	-	-	-	556
			私学助成を受ける幼稚園	294	113	-	-	-	-	407
		地域型保育事業	-	-	34	39	44	117	117	
		認可外保育施設等	-	0	108	341	169	618	618	
	合計		727	3,616	513	1,279	1,217	3,009	7,352	
令和10 (2028)	量の見込み		616	3,687	526	1,264	1,223	3,013	7,316	
	確保方策	教育保育施設	616	3,687	376	930	1,033	2,339	6,642	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,451	376	930	1,033	2,339	5,790
			幼稚園・認定こども園（1号）	366	123	-	-	-	-	489
			私学助成を受ける幼稚園	250	113	-	-	-	-	363
		地域型保育事業	-	-	34	39	44	117	117	
		認可外保育施設等	-	0	116	295	146	557	557	
	合計		616	3,687	526	1,264	1,223	3,013	7,316	
令和11 (2029)	量の見込み		522	3,753	541	1,249	1,209	2,999	7,274	
	確保方策	教育保育施設	522	3,753	376	946	1,046	2,368	6,643	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,515	376	946	1,046	2,368	5,883
			幼稚園・認定こども園（1号）	310	124	-	-	-	-	434
			私学助成を受ける幼稚園	212	114	-	-	-	-	326
		地域型保育事業	-	-	34	39	44	117	117	
		認可外保育施設等	-	0	131	264	119	514	514	
	合計		522	3,753	541	1,249	1,209	2,999	7,274	

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和12(2030)	量の見込み		437	3,802	555	1,234	1,192	2,981	7,220
	確保方策	教育保育施設	437	3,824	376	959	1,058	2,393	6,654
		内 託							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,583	376	959	1,058	2,393	5,976
		幼稚園・認定こども園(1号)	267	137	-	-	-	-	404
		私学助成を受ける幼稚園	170	104	-	-	-	-	274
		地域型保育事業	-	-	34	39	44	117	117
		認可外保育施設等	-	0	145	236	90	471	471
	合計		437	3,824	555	1,234	1,192	2,981	7,242

(参考) 各認定区分のニーズ割合 (各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合) (単位：%)

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1歳)	3号 (2歳)	3号 (合計)
令和7(2025)年4月	23.0	74.3	29.3	75.9	73.6	59.2
令和8(2026)年4月	19.3	79.1	30.4	81.0	78.5	62.6
令和9(2027)年4月	16.6	82.8	31.5	80.9	81.3	63.9
令和10(2028)年4月	14.3	85.7	32.6	80.8	81.2	64.3
令和11(2029)年4月	12.2	87.8	33.9	80.7	81.0	64.7
令和12(2030)年4月	10.3	89.4	35.2	80.6	80.8	65.1

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計
			3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和6 (2024) (実績)	確保方策	教育保育施設	1,298	2,223	172	478	544	1,194	4,715
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,921	172	478	544	1,194	3,115
		幼稚園・認定こども園(1号)	605	118	-	-	-	-	723
		私学助成を受ける幼稚園	693	184	-	-	-	-	877
		地域型保育事業	-	2	17	52	60	129	131
		認可外保育施設等	-	117	10	47	70	127	244
		合計	1,298	2,340	199	577	674	1,450	5,088
令和7 (2025)	確保方策	量の見込み	1,139	2,402	246	708	646	1,600	5,141
		教育保育施設	1,139	2,161	171	467	518	1,156	4,456
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,869	171	467	518	1,156	3,025
		幼稚園・認定こども園(1号)	530	114	-	-	-	-	644
		私学助成を受ける幼稚園	609	178	-	-	-	-	787
		地域型保育事業	-	-	30	58	67	155	155
		認可外保育施設等	-	241	45	183	61	289	530
		合計	1,139	2,402	246	708	646	1,600	5,141
令和8 (2026)	確保方策	量の見込み	890	2,380	244	700	685	1,629	4,899
		教育保育施設	890	2,148	171	467	518	1,156	4,194
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,869	171	467	518	1,156	3,025
		幼稚園・認定こども園(1号)	414	108	-	-	-	-	522
		私学助成を受ける幼稚園	476	171	-	-	-	-	647
		地域型保育事業	-	-	30	58	67	155	155
		認可外保育施設等	-	232	43	175	100	318	550
		合計	890	2,380	244	700	685	1,629	4,899

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	小計		
令和9 (2027)	量の見込み		761	2,391	245	699	678	1,622	4,774	
	確保方策	教育保育施設	761	2,145	171	467	518	1,156	4,062	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,869	171	467	518	1,156	3,025
			幼稚園・認定こども園（1号）	353	106	-	-	-	-	459
			私学助成を受ける幼稚園	408	170	-	-	-	-	578
		地域型保育事業	-	-	30	58	67	155	155	
		認可外保育施設等	-	246	44	174	93	311	557	
	合計		761	2,391	245	699	678	1,622	4,774	
令和10 (2028)	量の見込み		612	2,344	250	708	676	1,634	4,590	
	確保方策	教育保育施設	612	2,170	171	477	529	1,177	3,959	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,908	171	477	529	1,177	3,085
			幼稚園・認定こども園（1号）	283	100	-	-	-	-	383
			私学助成を受ける幼稚園	329	162	-	-	-	-	491
		地域型保育事業	-	-	30	58	67	155	155	
		認可外保育施設等	-	174	49	173	80	302	476	
	合計		612	2,344	250	708	676	1,634	4,590	
令和11 (2029)	量の見込み		514	2,386	254	728	683	1,665	4,565	
	確保方策	教育保育施設	514	2,209	171	487	540	1,198	3,921	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,947	171	487	540	1,198	3,145
			幼稚園・認定こども園（1号）	366	238	-	-	-	-	604
			私学助成を受ける幼稚園	148	24	-	-	-	-	172
		地域型保育事業	-	-	30	58	67	155	155	
		認可外保育施設等	-	177	53	183	76	312	489	
	合計		514	2,386	254	728	683	1,665	4,565	

(単位：人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号				合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和12(2030)	量の見込み		418	2,386	259	725	702	1,686	4,490
	確保方策	教育保育施設	418	2,242	171	497	551	1,219	3,879
		内 託							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,986	171	497	551	1,219	3,205
		幼稚園・認定こども園(1号)	297	232	-	-	-	-	529
		私学助成を受ける幼稚園	121	24	-	-	-	-	145
		地域型保育事業	-	-	30	58	67	155	155
		認可外保育施設等	-	144	58	170	84	312	456
	合計		418	2,386	259	725	702	1,686	4,490

(参考) 各認定区分のニーズ割合 (各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合) (単位：%)

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1歳)	3号 (2歳)	3号 (合計)
令和7(2025)年4月	29.9	63.1	24.9	66.0	61.5	51.5
令和8(2026)年4月	25.2	67.4	26.0	69.3	64.4	54.1
令和9(2027)年4月	22.3	70.0	27.1	72.8	67.6	56.6
令和10(2028)年4月	19.4	74.2	28.3	76.6	70.9	59.2
令和11(2029)年4月	16.8	77.9	29.7	80.6	74.5	62.2
令和12(2030)年4月	14.3	81.9	31.1	82.8	78.3	64.7

オ 認定こども園の目標設置数及び設置時期

認定こども園の目標設置数については、市内の私学助成を受ける幼稚園等を対象とした、移行状況調査の結果や、個別移行相談の実施状況を踏まえ、今後の施設数を見込みます。

＜認定こども園設置数＞

（単位：施設数（園））

全市域	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2024) 年度実績
認定こども園	26	28	30	32	34	21
（うち幼保連携型）	5	5	6	6	7	5

カ 認可保育所等の受入枠の確保（川崎市保育所等整備計画）

民間事業者活用や民有地活用などの多様な手法により認可保育所等を整備し、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育の受入枠を確保します。教育・保育提供区域は、行政区ごととしますが、区境等における利用形態や、生活動線等によっては他区の教育・保育需要をカバーするケースもあるため、整備については、これらの点も考慮したうえで進めていくものとします。

「認可保育所等の新築・増改築による定員枠の確保目標値」

（単位：人数（人））

区 域	令和7 (2025) 年度整備	令和8 (2026) 年度整備	令和9 (2027) 年度整備	令和10 (2028) 年度整備	令和11 (2029) 年度整備	5か年度 合計	令和5 (2023) 年度実績
全 市	210	210	140	140	140	840	30
川崎区	0	0	0	0	0	0	0
幸 区	60	0	0	0	0	60	0
中原区	0	0	0	0	0	0	0
高津区	0	60	0	0	0	60	0
宮前区	0	60	0	0	10	60	0
多摩区	150	90	80	80	70	420	20
麻生区	0	0	60	60	60	180	10

【令和8（2026）年4月に向けた受入枠の確保（令和7（2025）年度整備）】

事業名	定員
認可保育所等の新築・増改築による定員増計	210人
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の確保	294人
受入枠確保 合計	504人

【令和9（2027）年4月に向けた受入枠の確保（令和8（2026）年度整備）】

事業名	定員
認可保育所等の新築・増改築による定員増計	210人
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の確保	171人
受入枠確保 合計	381人

【令和10（2028）年4月に向けた受入枠の確保（令和9（2027）年度整備）】

事業名	定員
認可保育所等の新築・増改築による定員増計	140人
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の確保	180人
受入枠確保 合計	320人

【令和11（2029）年4月に向けた受入枠の確保（令和10（2028）年度整備）】

事業名	定員
認可保育所等の新築・増改築による定員増計	140人
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の確保	150人
受入枠確保 合計	290人

【令和12（2030）年4月に向けた受入枠の確保（令和11（2029）年度整備）】

事業名	定員
認可保育所等の新築・増改築による定員増計	140人
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の確保	150人
受入枠確保 合計	290人

（６）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市で実施している地域子ども・子育て支援事業ごとに提供区域を設定し、計画期間中の各年度の「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

ア 利用者支援事業等

（ア）基本型

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業（４）地域子育て支援事業

① 地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

事業概要	保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭等に対し、相談支援等の実施や地域における子育て支援のネットワークに基づく支援を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	保育と子育ての一体的な事業推進拠点である保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて実施するものとして見込みます。
確保方策の考え方	順次、設置を進めている各区保育・子育て総合支援センターに、専門の職員を配置して事業を実施します。

（単位：実施か所数（か所））

区域		令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 5 (2023) 年度実績
川崎区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
幸区	量の見込み	0	0	0	0	0	-
	確保方策	0	0	0	0	0	0
中原区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
高津区	量の見込み	0	0	1	1	1	-
	確保方策	0	0	1	1	1	0
宮前区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
多摩区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	0
麻生区	量の見込み	0	0	0	0	0	-
	確保方策	0	0	0	0	0	0
全市	量の見込み	4	4	5	5	5	-
	確保方策	4	4	5	5	5	3

(イ) 特定型

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (1) 待機児童対策事業

- ① 区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施

事業概要	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	身近な各区役所地域みまもり支援センターで、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域みまもり支援センター7か所に、専門の職員を配置して事業を実施します。

(単位：実施か所数(か所))

区域		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
川崎区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	3
幸区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
中原区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
高津区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
宮前区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
多摩区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
麻生区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
全市	量の見込み	7	7	7	7	7	—
	確保方策	7	7	7	7	7	9

(ウ) こども家庭センター型

- 施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
 III 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」
- 施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」
 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」
- 事業 (2) 母子保健指導・相談事業
 ② 各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施
 (1) 児童虐待防止対策事業
 ① 児童家庭相談支援体制の強化

事業概要	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	各区地域みまもり支援センターで、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域みまもり支援センター7か所に、母子保健と児童福祉の相談支援を担当する職員を配置して事業を実施します。

(単位：実施か所数(か所))

区域		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
川崎区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	3
幸区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
中原区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
高津区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
宮前区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
多摩区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
麻生区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
全市	量の見込み	7	7	7	7	7	—
	確保方策	7	7	7	7	7	9

(工) 妊婦等包括相談支援事業型

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (2) 母子保健指導・相談事業

⑧妊婦等包括相談支援事業（新設）

事業概要	妊婦等に対して、面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。 ●第1回目面談：妊娠届出時に実施 ●第2回目面談：妊娠8か月前後のアンケート回収後に実施 ●第3回目面談：乳児家庭全戸訪問時に実施
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	1組（妊婦及びその配偶者等）当たりを実施する3回の面談の合計数を見込みます。 ●第1回目面談：推計妊娠届出数で回数を見込みます。 ●第2回目面談：令和5年度の妊娠届出数に対する第2回目面談実施数から実施割合を算出し、推計妊娠届出数に乗じて回数を見込みます。 ●第3回目面談：乳児家庭全戸訪問事業における訪問件数で回数を見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域みまもり支援センター7か所において、各面談を確実に実施し、その相談内容に適切に対応できるよう事業を推進します

（単位：面談回数（回））

全市域	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
量の見込み	21,533	20,922	20,404	19,974	19,580	—
確保方策	21,533	20,922	20,404	19,974	19,580	23,912

イ 延長保育事業

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (3) 民間保育所運営事業

③ 延長保育の推進

事業概要	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	過去の利用実績から今後の保育所等の利用者数の増減見込みも踏まえ、利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	保育所、認定こども園及び地域型保育事業での延長保育事業の実施施設の拡充を推進します。

(単位：月間実利用人数(人))

区域		令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 5 (2023) 年度実績
川崎区	量の見込み	788	778	772	767	773	—
	確保方策	788	778	772	767	773	809
幸区	量の見込み	1,014	1,018	1,018	1,015	1,007	—
	確保方策	1,014	1,018	1,018	1,015	1,007	998
中原区	量の見込み	1,562	1,545	1,541	1,529	1,503	—
	確保方策	1,562	1,545	1,541	1,529	1,503	1,600
高津区	量の見込み	1,098	1,098	1,109	1,090	1,072	—
	確保方策	1,098	1,098	1,109	1,090	1,072	1,102
宮前区	量の見込み	942	928	921	910	915	—
	確保方策	942	928	921	910	915	938
多摩区	量の見込み	952	998	1,024	1,036	1,044	—
	確保方策	952	998	1,024	1,036	1,044	877
麻生区	量の見込み	595	596	597	592	602	—
	確保方策	595	596	597	592	602	583
全市	量の見込み	6,951	6,961	6,982	6,939	6,916	—
	確保方策	6,951	6,961	6,982	6,939	6,916	6,907

ウ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(ア) 教材費・行事費等補助

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (3) 民間保育所運営事業

① 民間保育所の適切な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援

事業概要	特定教育・保育施設等を利用する生活保護世帯等に対し、利用に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	過去の利用実績を踏まえ、本事業の利用人数は横ばいで推移するものとして見込みます。
確保方策の考え方	対象者に対して適切に事業を案内し、申請に基づいて助成を実施します。

(単位：年間利用人数(人))

全市域	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
量の見込み	60	60	60	60	60	—
確保方策	60	60	60	60	60	54

(イ) 給食費(副食費)補助

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (6) 幼児教育推進事業

② 幼稚園等在園児の保護者に対する保育料等補助の実施

事業概要	私学助成を受ける幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯等に対して、給食費(副食費)を補助する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や幼稚園(新制度未移行園)の新制度移行による対象園児数の減少を考慮し、利用者の減少傾向を見込みます。
確保方策の考え方	対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて補助を実施します。

(単位：年間利用人数(人))

全市域	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
量の見込み	241	177	161	146	132	—
確保方策	241	177	161	146	132	360

エ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(ア) 新規参入施設等への巡回支援

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (3) 民間保育所運営事業

① 民間保育所の適切な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援

事業概要	認可保育所及び地域型保育事業等を実施する新規参入事業者に対して、保育士等が巡回訪問支援を行います。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	教育・保育施設の量の見込みと確保方策に基づいて、新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設数、事業所数を見込みます。
確保方策の考え方	新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設、事業所に対して開設年度に巡回指導を実施します。

(単位：実施所数(か所))

全市域	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
量の見込み	5	4	3	2	1	—
確保方策	5	4	3	2	1	6

(イ) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (6) 幼児教育推進事業

② 幼稚園等在園児の保護者に対する保育料等補助の実施

事業概要	幼稚園類似施設(無認可幼児教育施設等)に通う未就学児を持つ保護者に対して、利用料等の補助を行う事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	本事業は幼稚園や保育所等の施設を利用しない就学前児童を対象としており、過去の利用実績及び就学前児童数の減少を考慮し、利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて助成を実施します。

(単位：年間利用人数(人))

全市域	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
量の見込み	160	158	156	154	152	—
確保方策	160	158	156	154	152	164

オ 放課後児童健全育成事業

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (6) わくわくプラザ事業

① わくわくプラザ事業の実施

事業概要	放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。本市においては、全小学生を対象とするわくわくプラザ事業で放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施しています。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	小学校長期推計※の在校児童数と放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」の実績をもとに見込みます。 ※児童、生徒数等の長期推計
確保方策の考え方	- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に基づく専用区画面積については、学校等と調整し、確保します。 - 必要な人員確保に向けて、放課後児童支援員の資格取得を積極的に支援するとともに、キャリアアップ処遇改善事業等の実施により、職員の質の向上を図ります。

(単位：対象児童の数(人))

区域		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5年 (2023) 4月実績
川崎区	量の見込み	1,569	1,638	1,682	1,724	1,764	-
	小学校1年生	581	607	625	641	656	488
	小学校2年生	453	473	484	494	505	435
	小学校3年生	340	352	361	370	377	222
	小学校4年生	135	144	145	152	157	91
	小学校5年生	36	37	41	39	40	35
	小学校6年生	24	25	26	28	29	13
	確保方策	1,569	1,638	1,682	1,724	1,764	1,308
幸区	量の見込み	1,742	1,881	2,024	2,165	2,286	-
	小学校1年生	681	736	793	849	893	559
	小学校2年生	520	563	606	650	686	413
	小学校3年生	331	358	383	408	432	221
	小学校4年生	140	149	160	171	180	84
	小学校5年生	50	53	58	62	68	29
	小学校6年生	20	22	24	25	27	8
	確保方策	1,742	1,881	2,024	2,165	2,286	1,323
中原区	量の見込み	2,347	2,473	2,549	2,612	2,689	-
	小学校1年生	897	943	970	995	1,024	840
	小学校2年生	739	777	802	824	849	622
	小学校3年生	471	499	513	526	542	331
	小学校4年生	179	189	198	198	206	112
	小学校5年生	40	43	43	44	43	24
	小学校6年生	21	22	23	25	25	17
	確保方策	2,347	2,473	2,549	2,612	2,689	1,970

区域		令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 5 年 (2023) 4 月実績
高津区	量の見込み	2,074	2,163	2,190	2,249	2,269	-
	小学校 1 年生	776	812	820	843	852	689
	小学校 2 年生	622	650	658	679	683	518
	小学校 3 年生	395	410	416	425	430	336
	小学校 4 年生	198	208	209	214	214	107
	小学校 5 年生	54	54	57	57	59	41
	小学校 6 年生	29	29	30	31	31	19
	確保方策	2,074	2,163	2,190	2,249	2,269	1,721
宮前区	量の見込み	1,845	1,929	1,990	2,041	2,083	-
	小学校 1 年生	670	699	725	739	755	619
	小学校 2 年生	537	563	579	598	612	459
	小学校 3 年生	359	376	386	394	404	300
	小学校 4 年生	199	210	216	226	228	99
	小学校 5 年生	57	57	60	61	61	44
	小学校 6 年生	23	24	24	23	23	15
	確保方策	1,845	1,929	1,990	2,041	2,083	1,558
多摩区	量の見込み	1,515	1,617	1,690	1,787	1,876	-
	小学校 1 年生	566	606	629	666	700	524
	小学校 2 年生	449	479	501	530	558	397
	小学校 3 年生	302	320	339	359	373	250
	小学校 4 年生	150	158	165	174	183	81
	小学校 5 年生	35	40	42	44	47	21
	小学校 6 年生	13	14	14	14	15	11
	確保方策	1,515	1,617	1,690	1,787	1,876	1,295
麻生区	量の見込み	1,123	1,169	1,189	1,228	1,246	-
	小学校 1 年生	421	437	445	463	467	405
	小学校 2 年生	358	374	381	392	401	296
	小学校 3 年生	225	232	238	245	249	167
	小学校 4 年生	90	94	95	98	99	75
	小学校 5 年生	23	26	24	24	24	20
	小学校 6 年生	6	6	6	6	6	8
	確保方策	1,123	1,169	1,189	1,228	1,246	991
全市	量の見込み	12,215	12,870	13,314	13,806	14,213	-
	小学校 1 年生	4,592	4,840	5,007	5,196	5,347	4,124
	小学校 2 年生	3,678	3,879	4,011	4,167	4,294	3,140
	小学校 3 年生	2,423	2,547	2,636	2,727	2,807	1,827
	小学校 4 年生	1,091	1,152	1,188	1,233	1,267	649
	小学校 5 年生	295	310	325	331	342	214
	小学校 6 年生	136	142	147	152	156	91
	確保方策	12,215	12,870	13,314	13,806	14,213	10,166

※令和 5 (2023) 年 4 月実績欄に記載された対象児童の数の合計は、わくわくプラザごとに、児童の利用頻度に応じて人数換算した数値（例：月～土曜の週 6 日のうち週 3 日利用する児童は $3 \div 6 = 0.5$ 人）で、学年ごとの数値とは一致しません。

カ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

施策の方向性 Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策 策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業 業（1）児童虐待防止対策事業

③ 地域の見守り体制の構築・充実

事業概要	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則 7 日以内で子どもを預かる事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	過去の利用実績を踏まえ、年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	● 2か所の乳児院、4か所の児童養護施設において事業を継続実施します。 ● 市民がより利用しやすいよう、宿泊を伴うショートステイ、日帰りで利用するデイスティを実施します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 5 (2023) 年度実績
量の見込み	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	-
確保方策	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	4,324



キ 乳児家庭全戸訪問事業

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (2) 母子保健指導・相談事業

④ 新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施

事業概要	「新生児訪問（未熟児訪問含む）」又は「こんにちは赤ちゃん訪問」により乳児家庭を全戸訪問する事業です。 ●新生児訪問 原則生後60日までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。 ●こんにちは赤ちゃん訪問 概ね生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区地域みまもり支援センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	0歳児の将来人口推計に、過去の実績を踏まえ、長期里帰りや長期入院など訪問が困難な家庭を除いた訪問率を乗じて、訪問件数を見込みます。
確保方策の考え方	● こんにちは赤ちゃん訪問事業の登録訪問員の養成・拡大を図り、地域における日ごろの声掛けや子育て家庭の認知につなげていきます。 ● 長期里帰り中や子どもが入院中などで訪問できていない家庭について、母子保健情報管理システムの活用により、世帯状況の把握を効果的に行い、必要な支援につなげていきます。 ● 訪問に繋がりにくい外国人の方に対して、通訳を活用して訪問の趣旨等をお伝えすることにより訪問率の向上を図ります。 ● 訪問に従事する職員及び登録訪問員への研修内容の見直しを図りながら、現状の体制を維持し、需要見込みに対応できる体制を確保します。 実施体制：訪問指導員登録数 43 人(令和6(2024)年4月1日現在) 登録訪問員登録数 1360 人(令和6(2024)年4月1日現在) 実施機関：各区地域みまもり支援センター

(単位：訪問件数(件))

区域		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
川崎区	量の見込み	1,195	1,128	1,090	1,052	1,023	-
	確保方策	1,195	1,128	1,090	1,052	1,023	1,341
幸区	量の見込み	1,296	1,262	1,231	1,203	1,178	-
	確保方策	1,296	1,262	1,231	1,203	1,178	1,484
中原区	量の見込み	1,976	1,956	1,921	1,903	1,889	-
	確保方策	1,976	1,956	1,921	1,903	1,889	2,207
高津区	量の見込み	1,522	1,466	1,430	1,398	1,375	-
	確保方策	1,522	1,466	1,430	1,398	1,375	1,730
宮前区	量の見込み	1,473	1,402	1,353	1,302	1,254	-
	確保方策	1,473	1,402	1,353	1,302	1,254	1,632
多摩区	量の見込み	1,575	1,586	1,569	1,552	1,536	-
	確保方策	1,575	1,586	1,569	1,552	1,536	1,733
麻生区	量の見込み	950	903	869	849	824	-
	確保方策	950	903	869	849	824	1,076
全市	量の見込み	9,989	9,706	9,465	9,265	9,083	-
	確保方策	9,989	9,706	9,465	9,265	9,083	11,203

ク 養育支援訪問事業等

(ア) 専門的相談支援

施策の方向性 Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施 策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事 業 (2) 母子保健指導・相談事業

⑤ 養育支援訪問（乳幼児訪問指導の実施）

事業概要	育児ストレス、育児困難、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと見込み、就学前児童数の将来人口推計をもとに、過去の実績と増加の見込みを踏まえて、就学前児童数に対する養育支援訪問件数を乗じて見込みます。
確保方策の考え方	母子保健情報管理システムの活用や医療機関との連絡会議との開催により、要支援家庭の早期の把握に努めます。家庭訪問時において支援養育状況を把握し、支援が必要な家庭への継続的な助言指導を行います。

(単位：年間延べ利用人数(人))

全市域	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 5 (2023) 年度実績
量の見込み	3,008	3,023	3,046	3,079	3,112	-
確保方策	3,008	3,023	3,046	3,079	3,112	2,866



(イ) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

施策の方向性 Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業 (1) 児童虐待防止対策事業

② 要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実

事業概要	要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	要保護児童対策地域協議会個別支援会議（「個別支援会議」）の実施回数については、児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。
確保方策の考え方	全市域で、要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を実施するため、関係機関等が具体的な支援内容や役割分担を確認できるよう、個別支援会議を開催するとともに関係機関相互の適切な連携を図ります。

(単位：開催回数(回))

全市域	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
量の見込み	1,050	1,080	1,110	1,140	1,170	—
確保方策	1,050	1,080	1,110	1,140	1,170	986

(ウ) 子育て世帯訪問支援事業

施策の方向性 Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業 (1) 児童虐待防止対策事業

⑥ 地域の見守り体制の構築・充実

事業概要	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援を必要とする家庭は増加するものと見込み、保護者の養育を支援することが必要な児童等の数をもとに、年間利用件数を見込みます。
確保方策の考え方	支援を必要とする家庭等に対してより充実した支援を行う必要があるため、支援が必要な家庭等の早期の把握に努め、的確な支援を行います。

(単位：年間利用件数(人日))

全市域	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	988	991	1,003	1,014	1,021
確保方策	988	991	1,003	1,014	1,021

ケ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業（4）地域子育て支援事業

① 地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

事業概要	少子化や核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座の開催など、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図る事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	推計就学前児童数と教育・保育の量の見込みから推計在宅児童数を算出します。推計在宅児童数から算出した推計新規利用者数に過去の実績を踏まえた利用回数乗じて年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	● 地域子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流促進や相談支援等を実施します。 ● 保育・子育て総合支援センターと連携を図り、利用ニーズに的確に対応していきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 5 (2023) 年度実績
川崎区	量の見込み	21,769	20,044	18,537	16,419	14,498	-
	確保方策	21,769	20,044	18,537	16,419	14,498	19,580
幸区	量の見込み	14,144	12,785	11,674	10,667	10,026	-
	確保方策	14,144	12,785	11,674	10,667	10,026	18,409
中原区	量の見込み	25,979	23,448	21,219	20,450	20,413	-
	確保方策	25,979	23,448	21,219	20,450	20,413	35,458
高津区	量の見込み	23,480	20,748	18,396	17,005	16,707	-
	確保方策	23,480	20,748	18,396	17,005	16,707	28,274
宮前区	量の見込み	32,394	30,876	29,285	27,622	25,684	-
	確保方策	32,394	30,876	29,285	27,622	25,684	29,988
多摩区	量の見込み	17,013	15,171	14,171	13,733	13,452	-
	確保方策	17,013	15,171	14,171	13,733	13,452	19,334
麻生区	量の見込み	13,568	12,574	11,537	10,173	8,979	-
	確保方策	13,568	12,574	11,537	10,173	8,979	14,517
全市	量の見込み	148,347	135,646	124,819	116,069	109,759	-
	確保方策	148,347	135,646	124,819	116,069	109,759	165,560

コ 一時預かり事業

(ア) 幼稚園型

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (6) 幼児教育推進事業

① 幼稚園型一時預かり事業の推進

事業概要	幼稚園で通常の教育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	利用者実績及び市内幼稚園を対象に実施している個別相談等の実施状況をもとに、対象園児数の減少にも考慮しながら延べ年間利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	● 事業実施希望調査の結果を踏まえ説明会等を開催し、幼稚園型一時預かり実施園の拡充を図ります。 ● 就労形態等、保育ニーズの多様化に対応するため、実施園における預かり保育の長時間化・通年化を推進します。

(単位：年間延べ利用人数(人))

区域		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
川崎区	量の見込み	41,203	39,637	37,899	35,616	34,262	—
	確保方策	41,203	39,637	37,899	35,616	34,262	35,930
幸区	量の見込み	41,029	39,470	37,740	35,466	34,118	—
	確保方策	41,029	39,470	37,740	35,466	34,118	35,778
中原区	量の見込み	55,265	53,164	50,834	47,772	45,955	—
	確保方策	55,265	53,164	50,834	47,772	45,955	48,192
高津区	量の見込み	47,539	45,732	43,728	41,094	39,531	—
	確保方策	47,539	45,732	43,728	41,094	39,531	41,455
宮前区	量の見込み	61,891	59,538	56,929	53,499	51,465	—
	確保方策	61,891	59,538	56,929	53,499	51,465	53,970
多摩区	量の見込み	42,158	40,555	38,778	36,442	35,056	—
	確保方策	42,158	40,555	38,778	36,442	35,056	36,763
麻生区	量の見込み	46,295	44,535	42,584	40,018	38,497	—
	確保方策	46,295	44,535	42,584	40,018	38,497	40,371
全市	量の見込み	335,381	322,632	308,491	289,906	278,884	—
	確保方策	335,381	322,632	308,491	289,906	278,884	292,459

(イ) 保育所における一時預かり

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (3) 民間保育所運営事業

② 一時保育実施数の適正化

事業概要	保護者などが週3日以内又は月64時間に満たない就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備等により、本事業の利用者は、平成29（2017）年度実績をピークに減少傾向に転じており、過去の実績をもとに、令和7（2025）年度以降の人口減少率を考慮し、量を見込みます。
確保方策の考え方	働き方の多様化や少子化、核家族化の進行などによる、子どもや子育てをめぐる環境の変化に伴う保護者の心理的・肉体的な負担軽減のために、継続的な事業実施が必要であることから、全市において安定的に実施が見込める保育・子育て総合支援センターにおける事業化を進めます。また、民間保育所においては、利用状況の分析に加え、潜在的な需要や、利用を希望しながらも実際の利用につなげていないケースの状況把握等を踏まえた地域バランスの改善に向け、必要に応じて既存園における事業の見直しや効果的な新設園の整備を進めていきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
川崎区	量の見込み	5,735	5,283	4,886	4,326	3,820	—
	確保方策	5,735	5,283	4,886	4,326	3,820	6,531
幸区	量の見込み	10,326	9,328	8,524	7,783	7,315	—
	確保方策	10,326	9,328	8,524	7,783	7,315	12,092
中原区	量の見込み	14,730	13,298	12,033	11,595	11,579	—
	確保方策	14,730	13,298	12,033	11,595	11,579	18,352
高津区	量の見込み	14,184	12,533	11,117	10,276	10,091	—
	確保方策	14,184	12,533	11,117	10,276	10,091	17,300
宮前区	量の見込み	13,862	13,214	12,530	11,821	10,992	—
	確保方策	13,862	13,214	12,530	11,821	10,992	15,255
多摩区	量の見込み	12,830	11,440	10,689	10,366	10,155	—
	確保方策	12,830	11,440	10,689	10,366	10,155	15,766
麻生区	量の見込み	9,127	8,457	7,767	6,850	6,047	—
	確保方策	9,127	8,457	7,767	6,850	6,047	10,785
全市	量の見込み	80,794	73,553	67,546	63,017	59,999	—
	確保方策	80,794	73,553	67,546	63,017	59,999	96,081

サ 病児・病後児保育事業

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (5) 認可外保育施設等支援事業

① 病児・病後児保育事業の実施

事業概要	0歳5か月から小学校3年生までの児童が病気やその回復期のため集団保育等が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育等を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	過去の実績から、将来人口推計（小学3年生まで）の減少率を踏まえて量を見込みます。
確保方策の考え方	市内7か所の施設体制により、必要な提供体制を確保します。

(単位：年間延べ利用人数(人))

区域		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
川崎区	量の見込み	725	687	651	621	589	-
	確保方策	725	687	651	621	589	804
幸区	量の見込み	710	687	662	637	617	-
	確保方策	710	687	662	637	617	742
中原区	量の見込み	1,143	1,092	1,040	1,004	970	-
	確保方策	1,143	1,092	1,040	1,004	970	1,255
高津区	量の見込み	484	462	440	422	407	-
	確保方策	484	462	440	422	407	527
宮前区	量の見込み	978	939	903	869	835	-
	確保方策	978	939	903	869	835	1,052
多摩区	量の見込み	1,308	1,290	1,277	1,258	1,244	-
	確保方策	1,308	1,290	1,277	1,258	1,244	1,351
麻生区	量の見込み	436	417	399	382	364	-
	確保方策	436	417	399	382	364	476
全市	量の見込み	5,784	5,574	5,372	5,193	5,026	-
	確保方策	5,784	5,574	5,372	5,193	5,026	6,207

シ ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業）

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業（4）地域子育て支援事業

② ふれあい子育てサポートセンター事業の実施

事業概要	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅や地域子育て支援センター等での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数と延べ利用人数との比率及び将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	子育てヘルパー会員数の増加を図り、利用希望者と子育てヘルパー会員とのマッチングを高め、利用ニーズに的確に対応していきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 5 (2023) 年度実績
川崎区	量の見込み	784	739	707	670	645	-
	確保方策	784	739	707	670	645	873
幸区	量の見込み	1,492	1,438	1,389	1,340	1,299	-
	確保方策	1,492	1,438	1,389	1,340	1,299	1,604
中原区	量の見込み	3,563	3,405	3,280	3,198	3,122	-
	確保方策	3,563	3,405	3,280	3,198	3,122	3,983
高津区	量の見込み	979	936	905	867	843	-
	確保方策	979	936	905	867	843	1,080
宮前区	量の見込み	1,168	1,122	1,085	1,043	1,013	-
	確保方策	1,168	1,122	1,085	1,043	1,013	1,251
多摩区	量の見込み	1,083	1,071	1,062	1,052	1,043	-
	確保方策	1,083	1,071	1,062	1,052	1,043	1,123
麻生区	量の見込み	1,421	1,344	1,291	1,217	1,179	-
	確保方策	1,421	1,344	1,291	1,217	1,179	1,550
全市	量の見込み	10,490	10,055	9,719	9,387	9,144	-
	確保方策	10,490	10,055	9,719	9,387	9,144	11,464

ス 妊婦健康診査

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施 策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事 業 (1) 妊婦・乳幼児健康診査事業

③ 妊婦健康診査の費用の一部助成の実施

事業概要	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	推計妊娠届出数(推計出生数に過去の実績から算出した出生数と妊娠届出数の割合を乗じて算出)に妊婦健康診査の推計延べ受診回数(妊婦健康診査受診回数÷妊娠届出数の過去平均)を乗じて、年間延べ受診回数を見込みます。
確保方策の考え方	● 推計妊娠届出数が実績を下回る見込みであり、その全数を支援するため、現行の体制を維持し、年間を通して、対象となる妊婦健康診査の受診費用に対して、費用の一部を公費負担していきます。 ● 母子保健情報管理システムの活用により、対象者の状況を的確に把握し、受診勧奨や保健指導を行うとともに、受診結果を把握し妊娠期の保健の向上を図ります。 ● 実施体制・機関：市内委託医療機関、市外協力医療機関

(単位：※1 年間延べ受診回数(回)、※2 人数(人)、※3 件数(件))

全市域	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
量の見込み ※1	126,335	122,751	119,712	117,194	114,875	-
確保方策 ※1	126,335	122,751	119,712	117,194	114,875	140,235
(参考) 推計出生数 ※2	10,373	10,079	9,829	9,622	9,432	11,371
(参考) 推計妊娠 届出数※3	10,891	10,582	10,320	10,103	9,903	11,960

セ 産後ケア事業

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (2) 母子保健指導・相談事業

⑥ 産後ケア事業の実施

事業概要	産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を行う事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	推計出生数、過去の利用実績及び事業を拡充した令和6年度の利用状況から、年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	妊婦等包括相談支援事業等を活用し、対象者に対して適切に事業を案内し、サービスを提供していきます。

(単位：延べ人数(人))

全市域	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和5 (2023) 年度実績
量の見込み	6,846	6,652	6,487	6,350	6,225	-
確保方策	6,846	6,652	6,487	6,350	6,225	2,504

2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策

(1) 概要

本市では、すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、全小学生を対象としたわくわくプラザ事業を市内114校で実施しています。

わくわくプラザ事業では、地域ボランティア等の人材を積極的に活用するほか、地域における様々な施設や団体等の地域資源を生かし、工作教室、絵画教室、スポーツ教室、実験教室、観察教室、料理教室、各種体験教室、読み聞かせ等、多様なプログラムを実施しています。

(2) 取組の考え方

ア 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な実施

放課後児童健全育成事業は、就労等により保護者が日中いない家庭の児童に対して、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。

また、放課後子供教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

本市においては、国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、本市のすべての市立小学校において、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施するわくわくプラザ事業により、すべての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

イ 小学校の施設の活用

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、児童の健やかな成長のため、学校関係者とわくわくプラザ事業の関係者とが、実施主体にかかわらず立場を超えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要なことから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等、小学校の施設の活用を促進していきます。

なお、本市においては、児童数の増加が予測されている地域があることや、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴う35人学級の実施の影響などにより、教室の確保が課題となる学校があるため、学校施設の活用を検討する際には、教育委員会と十分に連携を図りながら調整を進めます。

(ア) 余裕教室の活用促進

児童数の動向や設備の状況を踏まえ、現に使われている余裕教室（学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等）についても、わくわくプラザ事業に活用できないか、学校と調整を図ります。

(イ) 放課後等における学校施設の一時的な活用の促進

学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等（けが等が発生した場合の保健室を含む）のスペースや既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について、わくわくプラザ事業の実施場所として活用するなど、一時的な活用について、学校と調整を図ります。

ウ 学校・保護者との具体的な連携

児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時などにも対応できるよう、学校関係者とわくわくプラザの関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図ります。

また、保護者との日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有します。なお、児童の状況等には家庭が関係する場合もあることから、対話等を通じて保護者が抱える悩みや不安を把握し、保護者に対する支援につなげていきます。

エ 特別な配慮を要する児童への対応

障害のある児童や虐待やいじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童が安心して過ごすことができるよう、安全・安心な居場所を確保します。

オ 放課後児童健全育成事業の開所時間

放課後から午後6時まで、土曜日は午前8時30分から午後6時まで、土曜日以外の学校休業日は午前8時から午後6時までわくわくプラザ事業を実施しています。さらに、午後6時までに、児童のお迎えが難しい場合に午後7時まで児童の安全・安心な居場所を確保する子育て支援わくわくプラザ事業を実施しています。

カ 子どもの自主性、社会性等のより一層の向上

子ども一人ひとりの発達の状況が異なることを踏まえ、関わりを考え、遊びや生活の中でそれぞれの子どもの感情や意思を尊重し、社会性、自主性の向上を図ります。

キ 放課後児童健全育成事業における支援内容の利用者等への周知

支援の内容を個々の保護者に日常的に伝えるとともに、定期的にわかりやすく説明します。
また、定期的にお便りを発行し、小学校や地域に配布するなど広く周知します。

ク 事業の質の向上

職務を遂行する上で必要な知識や技能の習得を目的とした、わくわくプラザ事業に従事する職員の資質向上のための研修を実施します。

(3) 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策及び放課後子供教室の目標事業量と確保事業量

ア 放課後児童健全育成事業

44頁の「オ 放課後児童健全育成事業」に記載しています。

イ 放課後子供教室（校内交流型）

（単位：実施か所数（か所））

全市域	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
目標事業量	115	115	115	115	115
確保事業量	115	115	115	115	115

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保 及び家庭養育の推進

(川崎市社会的養育推進計画)

(1) 本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

本計画は、児童福祉法をはじめとする関係法令や「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和 6 年 3 月 12 日子支課第 125 号こども家庭庁支援局長通知、以下「計画策定要領」という）」を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を進めるため、策定するものです。

児童福祉法では、国及び地方自治体の責務として「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援」すること、家庭で生活することが困難である児童については「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育」すること、それが適当でない児童については「できる限り良好な家庭的環境において養育」することを定めています。また、代替養育（里親家庭や児童養護施設・乳児院等での養育）を必要とする場合においても、児童の考えや意見を聴き、その状況なども斟酌しながら、生活の場を定めていくことが必要になります。

本市においても児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の増加等、子育てに不安や悩みなどを抱える家庭が増加していると考えられることから、家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防につながる取組を進めるとともに、家庭に代わり社会的に養育する必要がある児童については代替養育につなげ、できる限り家庭的環境で養育できるよう代替養育における環境整備を図ること、代替養育が必要な児童を確実に受け入れることができる体制を確保することが必要です。

ア 基本的な考え方

本計画では次の3つを基本的な考え方として施策を展開します。

《基本的な考え方Ⅰ》

専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

児童相談所への相談件数や児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にあり、中には経済的な困窮や子育て上の不安や悩みなどを抱えこみ、援助希求を発信できず、必要な支援につなげていない子育て家庭があることも考えられます。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童ができる限り家庭において健やかに養育されるよう、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取り組むとともに、一時保護を行った場合の児童の福祉の向上や家庭復帰に向けた支援の充実を図ります。

《基本的な考え方Ⅱ》

代替養育を必要とする児童への支援の充実

代替養育を必要とする児童については、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を念頭に置きながら、できる限り家庭に近い環境で養育されるよう支援を行う必要があり、様々な状況にある児童それぞれに適切に対応することができるよう環境整備を図ることが必要です。

児童への支援の基盤となるものは、権利擁護であり、その一環として、意見表明などの機会を担保し、児童の最善の利益を実現していくことが求められます。

里親家庭・施設それぞれにおいてすべての要保護児童が心身ともに健やかに養育され自立していけるよう、里親家庭への支援体制の充実や施設における専門的支援の充実、児童の自立支援の推進など、代替養育を必要とする児童への支援の充実を目指します。

《基本的な考え方Ⅲ》

本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

代替養育を必要とする児童数については、本市の児童人口や児童虐待・相談通告件数、児童相談所への相談件数等を踏まえると、当面は増加傾向が続くものと見込まれます。そうした状況にあっても代替養育を必要とする児童を確実に養育できる体制を整えるため、家庭養育を担う里親登録数の増加を図るとともに、様々な状況にある児童へ専門的支援を行うため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の定員枠を確保するなど、里親と施設の両輪により、社会的養護の体制整備を進めていきます。

また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を的確に把握し、里親家庭での養育を基本としながら、児童が最適な環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択し支援を推進します。

イ「量の見込みと確保方策」について

この計画は計画策定要領に基づき、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの要保護児童の量の見込みと確保方策を定めたものであり、必要な場合には、計画の見直しを行い、取組の促進を図ることとなっています。

令和 2（2020）年 2 月に策定した「川崎市社会的養育推進計画」では、令和 2（2020）年度から令和 3（2021）年度を第 1 期、令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度を第 2 期、令和 8（2026）年度から令和 11（2029）年度を第 3 期としており、第 2 期以降、現行の「第 2 期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の本章において社会的養育推進計画の位置づけを行っています。

なお、令和 7（2025）年度中には「第 2 期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を第 3 期へと改定して策定する予定であり、その際、必要に応じて量の見込みと確保方策の見直しを行います。

ウ 評価のための指標と PDCA サイクルの運用について

計画の進捗については毎年度、計画策定要領に基づき点検・評価を行い、庁内の会議や児童福祉審議会へ報告を行うとともに、課題となっている部分等の取り組みについて見直しを行うなど、適切な PDCA サイクルを運用していきます。

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

児童福祉法の理念に基づき、こどもの権利擁護の観点から、一時保護の措置や代替養育を受けるこどもの状況や意向を踏まえながら代替養育等の環境を選択するとともに、一時保護や代替養育を行う者が、こどもの生育状況や新たな環境で生活することに留意しながら、こどもに寄り添った支援を行っていく必要があります。

令和4年の児童福祉法等改正では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等支援事業が創設されたことやこどもの権利擁護に係る環境整備が規定され、本市においても取組を進めていく必要があります。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

こどもの意見聴取等の実施	・里親等への委託や施設入所時、一時保護開始時にすべてのこどもに対し子どもの権利ノート等の配付しこどもの権利について説明するとともに、人権オンブズパーソンへ相談ができるよう環境を整備しています。 ・児童相談所が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、一時保護の決定時等措置開始時等においてこどもの意見聴取等を行っています。 ・意見表明等支援員を一時保護所等に派遣する意見表明等支援事業を実施しています（令和6年度）。 ・こどもから出された意見・意向については、援助方針等こどもの状況を勘案しながら児童相談所内で支援方法や内容を検討・協議し、可能な限り尊重するよう取り組んでいます。
こどもの権利擁護に関する研修の実施	児童相談所職員及び区役所職員に対し、児童相談所新任研修・児童福祉司任用後研修・要保護児童対策地域協議会調整担当者研修においてこどもの権利に関する内容を実施しています。

ウ 資源の整備・取組方針

現在の取組に加え、令和6年度から開始する意見表明等支援事業については、意見表明等支援員の確保をすることにより、活動日数の増加や施設入所児童への実施等、拡充に向けて取組をさらに推進していきます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
意見表明支援を利用可能な児童数	993 人	997 人	1,000 人	1,002 人	1,004 人	908 人	
意見表明支援事業における意見表明等支援員の活動延べ日数	24 日	32 日	32 日	32 日	32 日	未実施	
こどもの権利擁護に関する研修の実施回数（年）	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	
こどもの権利擁護に関する研修の受講者数	59 人	59 人	59 人	59 人	59 人	63 人	

(3) 児童家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

(ア) 区役所における相談支援体制の整備

児童虐待等の未然防止に向けては、支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し、必要な相談支援につなげていくことが必要です。

本市では、これまで各区役所地域みまもり支援センターに子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点を位置づけ、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能を構築し、総合的な相談支援を実施してきたところですが、令和4年に改正された児童福祉法において、市町村は全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされ、本市も対応が求められています。

(イ) 家庭支援事業等の実施による相談支援の充実

令和4年改正の児童福祉法により、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が創設されました。また、新規の3事業に子育て短期支援事業（本市での事業名称は子育て短期利用事業）・一時預かり事業・養育支援訪問事業を加えた6事業については、児童福祉法上「家庭支援事業」と位置付けられ、市町村による利用勧奨・措置が可能となりました。本市においても家庭支援事業を実施することにより、ヤングケアラーを含む子育てに困難を抱える家庭に対する具体的な支援につなげていくことで、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことが求められています。

また、経済的な事情やDV被害等により地域での生活が困難な母子家庭については、安全な生活の場を確保するとともに、その後の地域での生活への円滑な移行に向けた専門的支援を行う必要があります。本市に設置している母子生活支援施設では、そうした母子家庭に生活の場を提供するとともに、生活や就労に関するサポートを行い、併せて退所した方への相談支援等を行っています。

(ウ) 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組

児童家庭支援センターは、相談支援を担当する専門職や心理療法担当職員がこどもの養育に不安を抱える家庭の相談支援等を行っています。

児童家庭支援センターはこうした専門的な支援を行う機関として、児童相談所や区役所等との連携のあり方や児童家庭支援センターにおける具体的な支援メニューについてなど、地域における相談支援について行政と共に検討していくことが必要です。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置	各区・支所に子育て世代包括支援センター（9か所）、各区に子ども家庭総合支援拠点（7か所）を位置づけ、母子保健機能と児童福祉機能が一体的に相談支援を実施しています。
児童家庭相談に関わる区役所等職員への研修実施	要保護児童対策地域協議会調整担当者研修をはじめ、専門機能強化研修や外部へ派遣研修を行い、区役所職員等への人材育成に取り組んでいます。
家庭支援事業	家庭支援事業のうち、子育て短期利用事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業を実施しています。 事業概要、令和5年度実績等は各ページ参照 子育て短期利用事業 46 ページ 養育支援訪問事業 48 ページ 一時預かり事業（幼稚園型・保育所における一時預かり）51・52 ページ
児童家庭支援センターの設置	市内2か所の乳児院・4か所の児童養護施設に児童家庭支援センターを併設し、社会福祉士等の相談員や心理療法担当職員が養育に不安を抱える家庭へ

	の相談支援を行っています。また、子育て短期利用事業の窓口となり、保護者の病気や出産、育児疲れ等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則 7 日以内でこどもを預かっています。
--	---

ウ 資源の整備・取組方針

(ア) 区役所における相談支援体制の整備

地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置づけ、令和 7 年度から試行実施することにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援に取り組めます。

(イ) 家庭支援事業等の実施による相談支援の充実

こども家庭センター機能の位置づけに伴いサポートプランに基づく支援を実施することにより、今後家庭支援事業につながる児童・家庭の増加も見込まれることから、これまで実施している既存事業の充実を図るとともに、新規の 3 事業についても実施に向けて検討を進めます。

また、母子生活支援施設に入所する母子等に対しては、児童、母親それぞれを対象とした支援の充実を図りながら、施設退所後の地域での安定した生活を見据え、とりわけ母親の生活能力や社会性の向上、就労に結びつく各種サポートを踏まえた自立支援にも今後注力していく必要があります。

(ウ) 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組

乳児院や児童養護施設が持つ子どもの養育や家族支援等に関する専門性を活かし、児童家庭支援センターによる相談支援の充実、子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスティ事業）の実施、児童福祉法に基づき児童家庭支援センターが支援を行うことが効果的であるもの等について指導委託を行うことで、子育て支援及び保護者支援の充実を図ります。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第 2 期	第 3 期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
こども家庭センターの設置数	7か所 (試行実施)	7か所	7か所	7か所	7か所	0か所	
児童家庭相談に関する区役所等職員への研修実施回数	21回	21回	21回	21回	21回	21回	
児童家庭相談に関する区役所等研修の延べ受講者数	520人	520人	520人	520人	520人	521人	
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	7区で 実施	7区で 実施	7区で 実施	7区で 実施	7区で 実施	0区	
児童家庭支援センター設置数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	
子育て短期利用事業を委託している児童家庭支援センター数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	1件	1件	1件	1件	1件	0件	

※家庭支援事業については、子ども・子育て支援事業計画に基づく量の見込み・確保方策を位置づけ（子育て短期利用事業 46 ページ、養育支援訪問事業 48 ページ、子育て世帯訪問支援事業 49 ページ、一時預かり事業（幼稚園型・保育所における一時預かり）51・52 ページ参照）

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

特定妊婦等の支援対象者に対しては、これまでも区などにおいて丁寧な支援を実施してまいりましたが、様々な事情によりやむを得ず一時的に母子を分離して支援を行うこともありました。相談支援をはじめとして、支援対象者が抱える悩みや課題などについては、早期に把握し、必要な支援を行う機関につなぐことが求められますが、どこに相談したらよいかわからない、家族等にわからないように相談したいが難しい、そもそも行政等の支援を求めたくない等、つながりをもつこと自体にハードルがある場合も多く、着実に支援の手が届くことが求められます。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

妊産婦等生活援助事業の事業所数	特定妊婦への支援については、区役所地域みまもり支援センターや、児童相談所職員が、各ケースごとに個別対応し、必要に応じて一時保護等を実施してきました。なお、本事業の事業所については令和6年10月に1か所開所しました。
研修の実施回数（年間）	児童相談所の新任研修、児童福祉司任用後研修や、要保護児童対策地域協議会調整担当者研修等において、特定妊婦等への支援等について研修を実施しています。
助産施設の設置数	経済的な理由で出産費用を負担できない方が、安心して入院出産できるよう補助を行う、児童福祉法に定められた制度で、市内3施設において実施しています。

ウ 資源の整備・取組方針

今般の児童福祉法改正に伴い都道府県等の事業として位置づけられた妊産婦等生活援助事業は、支援対象者が地域で暮らしながら、通いにより、あるいは必要に応じて事業所へ入居することにより、母子を分離しない形で生活上の支援や、各種相談等の対応を行うことも可能となります。

また、既存の乳児院や母子生活支援施設との連携を図ることで、各施設で培ってきた養育機能やアセスメントの専門性などを、本事業の利用者の支援に活かすことができると考えています。

特定妊婦として支援対象となる方の総数を考慮すると、特に今後入居による支援を含め、本事業が実施する各種支援につながる方が増加していくと見込まれます。本市においても令和6年度中に開設した事業所を中心に、一人でも多くの支援対象者が本事業につながるよう周知等を重ねるとともに、安心して子育てができるよう、支援の実績を蓄積し、事業拡充の必要性について、検討を重ねていきます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7	R8	R9	R10	R11		R5
	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)		(2023)
妊産婦等生活援助事業の事業所数	1	1	1	1	1		—
研修の実施回数（年間）	1	1	1	1	1		1
助産施設の設置数	3	3	3	3	3		3

(5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

代替養育を必要とする児童数（措置児童数）は、計画策定要領に示された算定方法に基づき、将来児童人口推計及び過去の児童人口に占める措置児童数の割合（措置率）を算定し推計します。

本章 1（4）で行った推計時点では、児童人口は令和 11（2029）年まで減少傾向であるものの、近年の児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の状況等から、当面は措置児童数の増加が継続すると予測し算定を行っています。

なお、措置児童数については毎年度状況を把握し、計画の改定時期に合わせて検証を行い、必要に応じて推計の見直しを行います。

■代替養育を必要とする児童数の推計

（単位：人）

年度	第 2 期	第 3 期					実績値
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
児童人口	241,047	237,418	233,198	228,315	223,638		247,897
児童人口に対する措置率	0.144%	0.148%	0.152%	0.156%	0.161%		0.136%
措置率増加率	-	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%		2.7%
縁組成立控除前措置児童数	347	351	354	356	358		337
措置児童数	341	345	348	350	352		331

※ 令和 7 年度の措置率については、令和 2 年度から令和 5 年度までの平均（0.144%）を採用しています。

※ 措置率増加率については、児童相談所一時保護所において、公的保護方向の判断に基づき里親や施設に措置を行う予定の児童が常時相当数いることを踏まえ、第 2 期計画策定時に用いた数値（2.7%）を採用しています。

※ 措置児童数の算定に際しては、計画策定要領に基づき、対象児童のうち特別養子縁組が成立すると見込まれる児童数を毎年度控除しています。

■代替養育を必要とする児童数の推計（年齢別）

（単位：人）

年度	第 2 期	第 3 期					実績値
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
就学前児童（3 歳未満）	32	32	33	33	33		22
（里親等委託率対象児童数）	32	32	33	33	33		22
就学前児童（3 歳以上）	48	49	49	49	50		54
（里親等委託率対象児童数）	42	43	43	43	44		48
就学児童	261	264	266	268	269		255
（里親等委託率対象児童数）	206	203	205	207	202		218
合計	341	345	348	350	352		331
（里親等委託率対象児童数）	280	278	281	283	279		288

※ 里親等委託率対象児童数とは、国の示す里親等委託率の対象となる児童数であり、措置児童数全体から算定対象外となる児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）入所児童数を控除した人数をいいます。

(6) 一時保護改革に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

児童の一時保護は、法令に基づき、児童の安全確保や児童の置かれている環境等の調査のため、必要時には確実に実施することが求められます。本市では平成 20 年代後半から児童虐待相談・通告件数が大幅に増加した中、一時保護所においても恒常的な定員超過状態が継続し、一時保護所の環境整備が必要とされていました。一時保護の多くはこどもを一時的にその養育環境から離す行為であり、養育環境の変化により精神的にも大きな不安を伴うものであることから、児童の心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう、生活環境の改善や一時保護期間の短期化等、一時保護を受ける児童の最善の利益を考慮しながら、一層の改善を図る必要があります。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

一時保護所の環境整備等	・恒常的な定員超過状態の解消や今後さらに一時保護児童数が増加した際にも確実に受入ができるよう体制を確保するため、令和 2 年度から中部児童相談所一時保護所の改築に着手し、令和 7 年度供用開始時に市全体で最大 100 名の受入が可能となるよう整備を進めています。 ・一時保護所の運営等に関する会議を定期的に行い、一時保護所での生活やこどもへの対応について検討を行っています。 ・一時保護されたこどもに対し権利擁護や適切なケアが実施できる人材を育成するため、毎月一時保護所職員に対して研修等を行っています。
-------------	--

ウ 資源の整備・取組方針

これまでの一時保護所におけるこどもへの意見聴取をはじめ、一時保護所の運営等に関する検討、一時保護所職員への人材育成等の取組を継続するとともに、一時保護が長期化するこどもに対してどのように環境を整備していくか、引き続き検討していきます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第 2 期	第 3 期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
一時保護所の定員数	88 人	88 人	88 人	88 人	88 人	70 人
第三者評価を実施している一時保護施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
一時保護所職員に対する研修の実施回数	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回
一時保護所職員に対する研修の延べ受講者数	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人	124 人
一時保護が可能な児童福祉施設の数	18	20	20	20	22	16
一時保護所平均入所日数	51 日	51 日	51 日	51 日	51 日	46 日
一時保護所平均入所率	78.1%	78.1%	78.1%	78.1%	78.1%	98.2%

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

(ア) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

本市では区役所地域みまもり支援センターにおける児童虐待予防の支援により、地域での生活を継続できるよう取り組んでいます。それでもなお代替養育を必要とするこどもに対しては、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底することが必要です。

(イ) 親子関係再構築に向けた取組

親子関係再構築支援³は、分離して生活しているこどもと親のみを対象とするだけでなく、権利に根差して、こどもの健やかな育ちのため、パーマネンシー保障を目指す中で、こどもの最善の利益の実現を目的としているため、本市においても、児童相談所や関係機関等が子供の意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築する必要があります。

(ウ) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

児童相談所におけるケースマネジメントの考え方については(7)ア(ア)に示したとおりであり、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方に基づき、代替養育が開始された時点から児童相談所が中心となり、子どもの意向や状況等を踏まえながら、子どもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討します。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築	区役所地域みまもり支援センターと連携しながら児童虐待の重症化予防に取り組むとともに、こどもの家庭復帰が難しい場合は、できる限り家庭的な養育環境を確保するよう特別養子縁組や里親への措置を検討しています。
親子関係再構築に向けた取組	令和6年度から各児童相談所において児童福祉司・児童心理司からなる専任チームを設け、親子関係再構築支援事業の試行実施を含む、親子関係再構築のための相談支援を行っています。
特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築	養子縁組里親支援に特化したフォスティング機関と児童相談所が連携し、乳児院に一時保護委託となった乳児等を中心に、迅速かつ丁寧なアセスメントに基づき、特別養子縁組成立を目指すなど、パーマネンシー保障を念頭に置いた支援を行っています。

ウ 資源の整備・取組方針

(ア) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

児童相談所はこどもを心身ともに安全かつ健全に養育ができるよう家庭に対する支援を行い、家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合は親族等養育、特別養子縁組の委託を検討するなどケースマネジメントをさらに推進します。

(イ) 親子関係再構築に向けた取組

ペアレントトレーニング等個別の保護者支援プログラムの実施をはじめ、家族の抱えるリスクや二

³ 親子関係再構築支援とは、こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むことです。

ーズ等のアセスメントに基づいてこどもと親の状況に応じた適切な支援を展開できるよう、親子関係再構築に向けた総合的な支援に取り組んでいきます。また、子どもや保護者を取り巻く社会環境の変化と多様なニーズに応えられるよう、スーパーバイザーによる助言や研修等により人材育成を図りながら、職員間で実践を共有し、支援の質の向上につなげます。

親子関係再構築支援の実施にあたって、児童相談所との相談関係を構築することが難しい状況にある保護者に対しては、児童相談所以外の機関や支援者が保護者をサポートする体制づくりは重要であり、児童相談所以外の第三者機関が加わることで、多様な立場から保護者と子どもを支援する体制づくりにつながることから、保護者支援プログラムの実施機関等と連携・協働することにより、さらに専門性を活かした支援を行います。

(ウ) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

本市では、養子縁組里親の支援に特化した形のフォスティング機関を令和２年度から１機関設置しており、特別養子縁組に関する制度の理解、普及啓発やリクルート及び養親となる里親の育成、子どもの委託後の支援、特別養子縁組成立後の支援などを、児童相談所の援助期間経過後も継続的に実施するなど、持続的な家族関係の形成とその後の支援を担っています。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
児童相談所における専門 チームの配備	3	3	3	3	3	0	
親子再統合支援事業によ る各種支援の実施件数	38人	44人	50人	56人	62人	4人	
親への相談支援に関する 児童相談所職員に対する 研修の実施回数	16回	16回	16回	16回	16回	14回	
親への相談支援に関する 児童相談所職員に対する 研修の受講者数	350人	350人	350人	350人	350人	272人	
児童相談所を通じた特別 養子縁組の成立件数	6	6	6	6	6	6	
特別養子縁組等に関する 研修を受講した児童相談 所職員数	59人	59人	59人	59人	59人	63人	

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

(ア) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

児童福祉法における家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念から、本市においても養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討していく方向性です。策定要領に定められる里親等委託率の目標値を念頭に置きながら里親等委託を推進してきました。

里親等への児童の委託の際には、児童・里親それぞれの状況に応じてマッチングを行う必要があることから、里親等への委託を必要とする児童数以上の登録数を確保することが必要です。里親家庭は本計画を策定した令和２年度に比べて約４０家庭増加していますが、年齢、体調面をはじめ、個々の

家庭の事情等により、毎年一定数の登録辞退者も出ていることから、里親委託を推進していくためには、里親のリクルートに一層注力していくことが求められます。

(イ) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

現在、本市では2つのフォスタリング機関が主に養育里親、養子縁組里親それぞれのリクルート、アセスメント、養成研修の実施、委託後の家庭訪問等を含めた各種支援を実施しています。

また、乳児院等に配置された里親支援専門相談員がフォスタリング機関と連携を図りながら、施設における実習などを担い、里親人材の育成を図っています。

しかしながら、未委託里親へのフォローへの課題や、委託後の児童及び里親に対するニーズに沿った支援などが十分に行き届かず、子育てに困難感を抱いたり、やむを得ず委託解除になった事案等も存在することから、傾聴の機会や家庭訪問等を通じて里親に寄り添う支援の形が求められるところで

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について（ア）

里親等委託率・登録率・稼働率	委託率：3歳未満 50.0% 3歳以上就学前 43.8% 就学児 27.1% 全体 30.7% 登録率：94.9% 稼働率：35.9%
里親登録数 ファミリーホーム数	養育里親：127 家庭 専門里親（11 家庭：養育里親の内数） 養子縁組里親：79 家庭 親族里親：9 家庭 ファミリーホーム：2 か所
里親登録に係る児童福祉審議会開催回数	里親登録に係る児童福祉審議会を年間 6 回開催しました（19 家庭登録）。

○現在の整備・取組状況について（イ）

民間フォスタリング機関の設置数	平成 30 年度に 1 か所、令和 2 年度中に 1 か所開設を行い、令和 5 年度末時点、2 か所体制で運営しています。現在は里親制度等普及促進・リクルート事業、里親等研修・トレーニング事業、里親等委託推進事業及び里親訪問等支援事業を実施しています。
基礎研修・登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数・受講者数	未委託家庭向けの動機づけの研修や、子どもとのコミュニケーションスキル向上を題材にした研修など、2 か所のフォスタリング機関により、毎年テーマを決めて実施しています。
里親登録に係る児童福祉審議会開催回数	令和 5 年度は 6 回開催しています（19 家庭登録）。

ウ 資源の整備・取組方針

(ア) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

計画改定に当たり、里親当事者や施設職員、入所児童等に対するアンケートを実施していますが、リクルートに関し、社会的な認知度の向上のほか、地域住民や、学校、保育園など身近な関係機関が里親制度への理解・認識を深めることが、結果的に里親としての活動がしやすくなり、里親制度自体への理解が進むとともに、登録者の増加にも寄与するのではないかと回答が見られました。

今後はリクルートの強化を行いながら、里親登録数や委託児童数を念頭に置きながら、里親委託率向上に向け取り組みを進めていきます。

また、あわせて小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）についても、実施者が養育里親であること等を要件にされていることから、一定の経験を積んだ養育里親の意向等を踏まえ、新たなファミリーホームの開設を目指していきます。

(イ) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

里親家庭を支援し、里親登録数の増加や、里親等への児童の委託を推進するにあたっては、里親及び児童を委託の前から、委託後、場合によっては児童の社会的自立において効果的に支援していくことが求められるところです。今般の児童福祉法の改正により都道府県等の事業として位置づけられた里親支援センターについて、求められる機能の整理や、実施する支援の内容など、設置に向けた検討を進めながら、里親支援方策の充実を目指していきます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

■里親登録認定に係る児童福祉審議会の開催回数（里親部会）

年度	第2期	第3期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
児童福祉審議会第1部会の開催回数	4	4	4	4	4	6

■代替養育（里親等）の確保方策

（単位：世帯※ファミリーホームは定員数）

年度	第2期	第3期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
養育里親	157	168	179	190	201	127
専門里親（養育里親の内数）	(12)	(13)	(13)	(13)	(13)	(11)
養子縁組里親	85	90	95	100	105	79
親族里親	10	11	12	13	14	9
里親登録数計	252	269	286	303	320	215
ファミリーホーム（定員数）	23	23	23	23	29	11
合計	275	292	309	326	349	226

■里親等への委託児童数の見込み

（単位：人）

年度	第2期	第3期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
養育里親	87	92	101	107	112	66
養子縁組里親	10	10	10	10	10	10
親族里親	10	11	12	13	14	12
ファミリーホーム	20	20	20	20	23	3
計（里親等）	127	133	143	150	159	91

■里親等への委託児童数の見込み（年齢別）

（単位：人）

年度	第2期	第3期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
就学前児童（3歳未満）	24	24	25	25	25	11
就学前児童（3歳以上）	29	32	32	32	33	21
就学児童	74	77	86	93	101	59
計	127	133	143	150	159	91

■里親等委託率の見込み

（単位：％）

年度	第2期	第3期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
就学前児童（3歳未満）	75	75	76	76	76	50
就学前児童（3歳以上）	69	74	74	74	75	44
就学児童	36	38	42	45	50	27
計	45	48	51	53	57	32

■里親登録率及び稼働率の見込み

（単位：％）

年度	第2期	第3期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
里親登録率	110.8%	118.6%	124.2%	130.2%	141.1%	94.9%
里親稼働率	40.9%	40.3%	41.0%	40.7%	40.4%	35.5%

※ 里親登録率とは、代替養育を必要とする子どもの数に対する里親等が受託可能な子どもの数のことをいい、次の算式により算定する。

（里親登録数×平均受託児童数＋ファミリーホームの定員数）÷里親等委託率対象児童数

※ 里親稼働率とは、里親等が受託可能な子どもの数に対する里親等へ委託されている子どもの数のことをいい、次の算式により算定する。

里親・ファミリーホームへの委託児童数÷（里親登録数×平均受託児童数＋ファミリーホームの定員数）

※平均受託児童数については、令和5年度末における数値（1.14人）を各年度の見込み値算定において使用している。

■フォスタリング機関の設置数ほか

	第2期	第3期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
民間フォスタリング機関の設置数	2	2	2	2	2	2
基礎研修・登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数	15	15	15	15	15	16
研修の受講者数	120	120	120	120	120	127

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

(ア) 施設で養育が必要なこども数の見込み

就学前の乳幼児については、里親等委託を進めつつ、医療的ケアが必要な場合など、ケアニーズの高い乳幼児等を中心として、施設での養育が必要であると考えています。また、特別養子縁組を前提とした場合などは乳児院での養育を経て、里親委託につなげる過程を経ることで、施設とのつながりや、その後のスムーズかつ継続的な支援に結びつきます。

今後里親委託が増えていく中で、委託児童の持つ発達特性や様々な課題に対応していくためには、里親と施設との連携を深めていくことも重要であり、一時的に施設での生活を行い、その間に施設や児童相談所の専門職がアセスメントを行うなど、里親、施設の両輪による児童への支援が求められます。

その他、近年は中・高校生の一時保護児童数が増加し、家庭への復帰が難しい児童も増えており、所属する学校の卒業を目指すなど、養護性の高い児童を児童養護施設において支援していくニーズが高まっています。生活の拠点の確保と、就労等をしながら社会的な自立を目指す自立援助ホームへの入居を求めるケースも増えてきています。そのため、施設等入所を必要とする児童が今後も一定数発生すると見込んでいます。

(イ) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

本市が所管する児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の各施設には児童指導員や保育士といった直接処遇を担う職員のほか、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員など多くの専門職が配置できる体制を構築しており、きめ細やかな支援を行うことができる体制を確保し、児童の養育を行っています。

これは本市においては、各施設が児童一人当たりに対する直接処遇の職員を国の定める配置基準に比して多く配置できるよう市加配の制度を充実させているためであり、結果として、より家庭的な環境で養育を行うことができるようにすることで、児童への支援の充実に努めています。一方で、近年、ケアニーズの高い乳児・児童の支援のため、さらに多くの職員の対応が必要であったり、より経験のある職員によるケアが必要な場面が多々見られます。ただ、保育士をはじめ、各専門職種については人材の確保が難しく、また、採用後数年で離職してしまう職員も毎年一定数いることから、職員の確保とともに、育成、定着まで一貫した人材育成のサイクルを構築していくことが求められます。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

小規模かつ地域分散化した施設数・入所児童数	本市所管の児童養護施設においては、小規模グループケアを導入しており、小規模化は完了しています。また、地域分散化を進めており、地域小規模児童養護施設を8カ所設置しています。入居児童数は、本園、分園あわせて合計152人です（令和5年度末）。
養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数	家庭支援専門相談員（加算分）、心理療法担当職員、里親支援専門相談員を中心に、それぞれの専門性を活かしながら適宜各施設に配置しています。
養育機能強化のための事業実施施設数	入所する児童やその家族等に対して、治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション等により心理的ケアを実施しています。（令和5年度家族療法事業実施：5施設）
一時保護専用施設の整備施設数	現在も各施設において、必要に応じ一時保護委託の受け入れが可能です。今後は児童養護施設等の機能転換により、主に高校生等の年長児童を児童相談所一時保護所の代わりに受け入れ、学習権の保障や自立に向けた生活が行える環境の構築に向け、検討が必要です。
児童家庭支援センターの整備施設数（再掲）	6カ所
フォスタリング事業の実施施設数（再掲）	2カ所
妊産婦等生活援助事業の実施施設数（再掲）	1カ所
家庭支援事業を委託されている施設数	子育て短期利用事業：6カ所

ウ 資源の整備・取組方針

（ア）施設で養育が必要なこども数の見込み

施設等の定員については、意見聴取等措置などの対応により、代替養育が必要な児童等の意思や、保護者の意向を最大限尊重し、施設での生活を希望する場合にできる限り応えることや、発達に課題を抱える児童や心理面でのケアが必要な児童が増加した場合にも確実な対応を図ることのほか、特に乳児の急な一時保護委託の場合等にも確実に対応ができるよう、今後も必要な定員数を安定的に確保していきます。

一方、本市においては神奈川県や横浜市の施設についても協議により定員を確保している状況がありますが、現在入所している児童が措置解除になることで、確保していた定員が減少していく方向性であるため、地域小規模児童養護施設の整備を進め、減少した定員分の確保とともに、並行して施設の地域分散化を推進していきます。その他、ア（ア）で示したように、年長児童の生活の拠点として、自立援助ホームの整備を行うなど、長期化する一時保護への対応策を検討していく必要があります。

（イ）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

国の方針に従い、小規模かつ地域分散化を推進し、できる限り良好な家庭的環境を確保していくためには、本体施設である程度経験を積んだ職員が分園である小規模施設に分散配置されることになるため、一時的に本体施設機能への影響も予見されるところです。そのため、各施設における人材育成の方針などをもとに、数年先を見据えた安定的な人材の確保と育成、そして定着も踏まえた円滑なサイクルを作り出していくため、職員の処遇改善に関する制度のさらなる充実や、職員配置基準の見直し等を適宜行いながら、施設への必要な支援を続けていきます。

施設の小規模かつ地域分散化については、今後も地域小規模児童養護施設の設置を推進していくとともに、本体施設の多機能化や機能転換も見据えた形で、分園型小規模グループケアの導入も選択肢の1つとして検討し、児童の良好な生活環境の確保と、施設運営とのバランスを推進します。

施設の多機能化・機能転換については、本市の施設において併設する児童家庭支援センターと連携した地域の児童・家庭への相談支援やデイスティ、ショートステイの受け入れを継続して実施していくほか、里親支援、地域の関係団体への活動支援等、地域の児童福祉における重要な拠点としての役割も担っているため、今後の施設入所児童の状況を踏まえながら、多様な役割を円滑に果たせるよう環境整備を図ります。

その他、児童養護施設については、一部施設について小規模グループケアユニットの機能転換を図り、本体施設の一部を一時保護委託やショートステイ機能に転用することも検討するなど、施設機能の強化を推進していきます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

■代替養育（施設等）の確保方策

（単位：人）

年度	第 2 期	第 3 期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
児童養護施設	156	156	156	156	156	162	
地域小規模児童養護施設	54	60	60	60	66	42	
乳児院	45	45	45	45	45	45	
広域入所（県施設等）	37	32	27	22	17	48	
計（児童養護施設・乳児院）	292	293	288	283	284	297	
児童心理治療施設	40	40	40	40	40	40	
自立援助ホーム	12	18	18	18	24	12	
広域入所（県施設等）	10	10	10	10	10	13	
計（専門的施設）	62	68	68	68	74	65	
合計	354	361	356	351	358	362	

■施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

	第 2 期	第 3 期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
小規模施設の数	9	10	10	10	11	7	
小規模施設の入所児童数	48	50	50	50	52	35	
専門職（※）の加配施設数	7	7	7	7	7	7	
専門職（※）の加配職員数	25	25	25	25	25	22	
養育機能強化のための事業実施施設数	5	5	5	5	5	5	
児童家庭支援センターの設置施設数（再掲）	6	6	6	6	6	6	
妊産婦等生活援助事業の実施施設数（再掲）	1	1	1	1	1	—	

（※）心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員、里親支援専門相談員、看護師等をいう。

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

里親家庭や施設に措置された児童は、児童福祉法の定めにより、原則として18歳まで（措置延長により20歳まで）に措置解除され、地域で生活することが求められますが、児童福祉法の改正により、児童自立生活援助事業の上限年齢が撤廃されたことにより、措置が解除された後も必要な支援を、今まで生活してきた施設や里親家庭において継続的に受けることができるようになり、支援の選択肢が増えました。

本市では社会的養護自立支援事業を平成30年度から実施し、進学等希望の児童に対しては進路相談のほか、各種奨学金の取得等に関する支援を実施してきたほか、措置解除後の方に対しては、自立した生活を支えるための生活スキルの向上、金銭面の管理のほか、就労の継続や、やむを得ず退職した際の課題の整理や再就労に向けた支援などを行ってきました。さらに、令和4年度からは施設等退所者どうしが交流できるイベントを事業者が主催で開催するなど、同じ立場の方どうしのつながりだけではなく、事業者と本人のつながりを維持し、困ったときに支援ができる関係づくりを進めてきました。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

児童自立生活援助事業の実施箇所数	法改正に伴い、令和6年度以降は類型ごとに整備を行います。なお、令和6年10月時点での実績は次のとおりです。 Ⅰ型：2か所 11名入居 Ⅱ型：1か所 2名入居 Ⅲ型：6か所 6名入居
社会的養護自立支援事業の整備箇所数	社会的養護自立支援事業として、平成30年度より事業を開始しています（1か所）。

※児童自立生活援助事業の類型について

- ・児童自立生活援助事業所Ⅰ型：法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）
- ・児童自立生活援助事業所Ⅱ型：母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設
- ・児童自立生活援助事業所Ⅲ型：小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）又は里親（親族里親を除く。）の居宅

ウ 資源の整備・取組方針

措置解除後、既に社会で活躍されている方々（ケアリーバー）へのアンケートからは、社会的養護自立支援事業の利用に関し、自身の経験等から、措置解除になる前の、高校生や中学生といった早期の段階からのキャリア教育や自立後の生活が円滑にいくような実践的な取り組みなどについての支援が有用であったという意見や、実際に自立した後も、精神面に関するサポートや、金銭面の管理、アドバイスなどが受けられる支援者の存在を評価する意見もありました。

また、施設等退所者の中には障害を有する方も一定程度存在することや、家庭との関係性が構築できない中で社会的自立を求められる場合も多いことから、児童自立生活援助の実施を通じて1人1人のニーズをしっかりと把握し、実情を常に把握しながら、継続的かつ現実的に即した支援を展開していく必要があります。その他、社会には出たものの、例えば職を失い、生活困窮に陥り、帰住先を失っている場合などに一時避難的かつ短期間の居場所の確保の実現に向け検討を進める等、あらゆる場合における支援が可能となるような事業内容の精査、拡充が求められます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期				実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
自立支援を必要とする社会的養護経験者数	20	20	20	20	20	20
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1	1	1	1	1	1
児童自立生活援助事業の実施箇所数	9	11	12	13	15	2
児童自立生活援助事業の入居人数 (Ⅰ型)	12 (2か所)	18 (3か所)	18 (3か所)	18 (3か所)	24 (4か所)	12 (2か所)
児童自立生活援助事業の入居人数 (Ⅱ型)	2 (1か所)	2 (1か所)	2 (1か所)	2 (1か所)	2 (1か所)	0
児童自立生活援助事業の入居人数 (Ⅲ型)	6 (6家庭)	7 (7家庭)	8 (8家庭)	9 (9家庭)	10 (10家庭)	0

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

(ア) 児童相談所の体制強化に向けた取組の推進

児童相談所における児童虐待相談・通告件数は令和5年度は5,238件と増加傾向は続いており、関係機関との連携強化が進み、地域の関心が高まっている状況から、今後も増加が見込まれます。

国は平成28(2016)年に児童福祉司、児童心理司等の専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定し、その後も平成30年、令和4年に児童相談所の体制強化のため各プランが策定されたところです。本市においても要保護児童等へのより適切な支援に向けて、国の示す配置基準等を踏まえながら、必要な児童福祉司・児童心理司を計画的に配置してきました。また、児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる医師・保健師を継続配置するとともに、法的対応体制の強化のため弁護士や警察との連携を強化するため警察官を配置するなど、児童家庭相談体制の強化を図ってきました。

一方で、児童相談所職員の増加に伴い経験年数が浅い職員が増加しており、本市の児童相談所として求められる人材をどのように育成していくか、フォロー体制をどのように構築していくかが課題となっています。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

児童相談所における人材確保・育成	・令和4(2022)年12月に策定された国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童虐待相談対応件数に応じた児童福祉司・児童心理司、児童福祉司スーパーバイザーを計画的に配置しています。ま
------------------	--

	た、医師、弁護士、保健師等の職員を配置しそれぞれの専門性を発揮し、多職種による連携のもと支援を行っています。 ・児童相談所職員の人材育成については、児童相談所人材育成検討委員会ワーキング等において毎年研修や経験の浅い職員へのフォロー体制等を検討しています。 ・児童相談所職員の専門性の向上のため、児童福祉司任用後研修をはじめ、専門機能強化研修や外部へ派遣研修を行い、人材育成に取り組んでいます。
--	---

ウ 資源の整備・取組方針

今後においても、児童福祉司、児童心理司等の適切な配置に加え、令和4年改正児童福祉法に基づく一時保護開始時の司法審査が令和7年度までに導入されることも踏まえ、さらなる法的対応体制の強化、各区に位置付けられるこども家庭センターとの連携の強化等、児童虐待を取り巻く状況を踏まえながら、体制整備を継続していきます。

人員配置と併せて、児童相談所職員に求められる業務上の知識や技術の習得や専門性の向上等のため、児童相談所人材育成検討委員会ワーキング等での検討の継続や様々な研修を実施しながら人材育成を推進していきます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)		R5 (2023)
児童相談所の管轄人口	1,582,100	→	→	→	→		
南部児童相談所	691,200	→	→	→	→		
中部児童相談所	481,300	→	→	→	→		
北部児童相談所	409,600	→	→	→	→		
第三者評価を実施している児童相談所数	0か所	1か所	2か所	3か所	3か所		0か所
児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修の受講者数	26人	26人	26人	26人	26人		27人

(12) 障害児入所施設における支援

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

障害児入所施設においても、虐待を受けた児童が生活をしており、個々の児童が有する障害への正確な理解と、障害特性に応じた環境を整備するとともに、できる限り良好な家庭的環境での生活の場を提供していく必要があります。本市では福祉型障害児入所施設において、既に個室を中心とした生活の場を提供しており、性別や年齢ごとに複数のユニットに分かれて生活をしています。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1施設
「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	50名

ウ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)		R5 (2023)
「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1	1	1	1	1		1
「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	50	50	50	50	50		50

資料編

1 計画策定の経過

「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章の改定にあたっては、市内における検討体制とあわせて、川崎市子ども・子育て会議において検討を行いました。

＜川崎市子ども・子育て会議＞

開催日等	計画策定に関連する主な内容
令和6年8月7日	第1回川崎市子ども・子育て会議 計画推進部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う人口推計と量の見込みについて
令和6年9月20日	第2回川崎市子ども・子育て会議 計画推進部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について
令和6年10月30日	第2回川崎市子ども・子育て会議 計画推進部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について
令和6年12月4日	第2回川崎市子ども・子育て会議 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（案）の策定について

＜川崎市こども施策庁内推進本部会議＞

開催日等	計画策定に関連する主な内容
令和6年7月12日	第2回川崎市こども施策庁内推進本部会議 検討部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章の改定について
令和6年9月2日	第5回川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章の改定について
令和6年10月23日	第6回川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章の改定について
令和6年11月12日	第3回川崎市こども施策庁内推進本部会議兼第6回政策・調整会議 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（案）の策定について
令和7年1月14日	第9回川崎市こども施策庁内推進本部会議 検討部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（案）の策定に係るパブリックコメント実施結果について
令和7年1月28日	第4回川崎市こども施策庁内推進本部会議兼第10回政策・調整会議 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章の改定について

2 川崎市子ども・子育て会議委員名簿

令和6年10月1日時点（五十音順・敬称略）

役職	部会	氏名	選出区分	所属等
	★	石井 宏之	子育て支援従事者	公益財団法人川崎市生涯学習財団 理事長
	■	一瀬 早百合	学識経験者	和光大学現代人間学部 教授
	■	稲富 正行	労働者代表	川崎地域連合 副議長 ／富士通労働組合プロダクトグループ サブグループ長
	◆	今岡 健太郎	市民委員	公募委員
	◆	奥村 尚三	子育て支援従事者	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会施設部会保育協議会 会長
	★	河村 麻莉子	子育て支援従事者	特定非営利活動法人 子育て支えあいネットワーク満 理事
	◆	小林 雅之	子育て支援従事者	川崎市ふじみ園
○	■ ◆	佐藤 康富	学識経験者	東京家政大学 ／東京家政大学短期大学部児童学科保育科 教授
	★	三瓶 清美	事業主代表	川崎商工会議所 専務理事
	★	塩見 郁美	市民委員	公募委員
	■	柴田 頼子	学識経験者	学校法人鷗友学園女子中学高等学校 特別顧問
	◆	石渡 宏之	子育て支援従事者	公益社団法人川崎市幼稚園協会 会長
	◆	関口 博仁	子育て支援従事者	公益社団法人川崎市医師会 副会長
	■	丹野 清人	学識経験者	東京都立大学人文社会学部人間社会学科 教授
	◆	長南 康子	認定こども園	田園調布学園大学みらいこども園 顧問
	■ ◆	坪井 葉子	学識経験者	洗足こども短期大学幼児教育保育科 教授
	★	山本 友彦	子育て支援従事者	川崎市青少年指導員連絡協議会 理事
◎	■	村井 祐一	学識経験者	田園調布学園大学人間福祉学部 学部長 ／社会福祉学科 教授
	◆	森田 博史	子育て支援従事者	川崎認定保育園協議会 副会長
	■	山崎 浩一	学識経験者	フェリス学院大学文学部コミュニケーション学科 准教授
	★	横島 正志	子育て支援従事者	川崎市民生委員児童委員協議会 常任理事
	■ ★	吉田 弘道	学識経験者	専修大学 名誉教授

※1 役職 ◎：会長 ○：副会長

※2 部会 ■：計画推進部会 ◆教育・保育推進部会 ★子ども・子育て支援推進部会

3 川崎市子ども・子育て会議条例

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、川崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- （2） 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に基づき意見を述べること。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 法第6条第2項に規定する保護者
- （3） 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （4） 事業主を代表する者
- （5） 労働者を代表する者
- （6） その他市長が必要と認める者

3 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年12月18日条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 川崎市子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項に規定する意見を述べることができる。

附 則(平成27年12月17日条例第74号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日条例第10号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

4 川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

（設置の目的）

第1条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」を目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に関すること。
- （2）青少年施策及び子どもの権利施策並びに保育・幼児教育施策、待機児童対策施策、児童家庭支援施策その他子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- （3）その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 推進本部会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 議長は、市長をもって充てる。
- 3 副議長は、担当副市長をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議）

第4条 推進本部会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

（検討部会）

第5条 推進本部会議に付議する事項について、調査、検討及び意見調整をするため、推進本部会議に川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

- 2 検討部会は、検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員（以下「構成員」という。）で構成する。
- 3 検討部会の部会長は、検討項目の内容に応じて、こども未来局長が指名する。
- 4 部会長は、会務を総理する。
- 5 検討部会の副部会長は、部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 構成員のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 検討部会は、部会長が招集する。

9 部会長は、緊急を要する場合その他必要と認める場合には、会議の概要等を記載した書面により、構成員の意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって、検討部会の決定に代えることができる。この場合においては、部会長はその結果を書面により速やかに構成員に報告するものとする。

（事務局）

第6条 推進本部会議及び検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年10月20日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 川崎市待機児童対策推進本部会議設置要綱（25川市保推第364号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議

◎	市長
○	担当副市長
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	健康福祉局長
	こども未来局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長
	教育次長

◎議長、○副議長 事務局：企画課

5 パブリックコメント手続実施結果（概要）

（１）概要

川崎市では、子ども・若者への支援や子育て支援を総合的に推進していくため、令和7（2025）年度から5年間を計画期間とする「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（案）をとりまとめ、広く市民の皆様の御意見を募集しました。その結果、58通（意見総数91件）の御意見をいただきました。

（２）意見募集の概要

題名	「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（案）
意見の募集期間	令和6年 11 月 25 日（月）～令和6年 12 月 24 日（火） 30日間
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	◇市ホームページ ◇市政だより（令和6（2024）年12月号） ◇かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ◇関係施設（地域子育て支援センター、保育所、幼稚園、こども文化センター、児童養護施設）において案内を掲出 ◇各附属機関等での説明 等

（３）結果の概要

◇意見提出数 58 通（電子メール 53 通、ファックス 5 通）

◇意見件数 91 件

項 目	A	B	C	D	E	件数
1 教育・保育の量の見込み・確保方策に関する こと	0	0	1	5	0	6
2 地域子ども・子育て支援事業に関する こと	0	1	0	4	0	5
3 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室 の量の見込み・確保方策に関する こと	0	0	0	29	0	29
4 社会的養育推進計画に関する こと	0	0	20	24	0	44
5 その他	0	0	0	0	7	7
合 計	0	1	21	62	7	91

【御意見に対する対応区分】

A：御意見を踏まえ、当初案に反映したもの

B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの

C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの

D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの

E：その他

（４）意見の内容と対応

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（案）にの内容に対する意見として、寄せられた意見が案に沿ったものや今後の参考とするもの、要望等でありましたことから、所要の整備を行った上で案のとおり「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版を策定しました。

6 「川崎市総合計画第3期実施計画」における 施策の成果指標の進行管理上の取扱い

次の事業については、「川崎市総合計画第3期実施計画」において施策の成果指標として設定しているところであり、第3期実施計画の進行管理においては、現行の目標値とあわせて、新たに設定した数値も活用し、評価を行うこととします。

地域子育て支援事業

指標名	目標実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
ふれあい子育てサポートセンターの利用者数	目標	13,523	13,234	13,036	12,948	人



本計画 P51

10,490

妊婦・乳幼児健康診査事業

指標名	目標実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
乳幼児健康診査の受診者数	目標	57,503	57,233	56,491	56,268	件



52,726

母子保健指導・相談事業

指標名	目標実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
養育支援訪問（乳幼児訪問指導）の実施件数	目標	2,077	2,097	2,129	2,176	人



本計画 P45

3,008

指標名	目標実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
産後ケア事業の利用人数	目標	2,000	2,150	2,300	2,450	人



本計画 P53

6,846

第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン 第6章改定版

令和7（2025）年 月

編集 川崎市こども未来局総務部企画課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-1134
FAX 044-200-3190
Eメール 45kikaku@city.kawasaki.jp